Inventing the People

Edmund S. Morgan 1988著

the peopleを発明する

The Rise of Popular Sovereignty in England and America

和英混訳作業ファイル：原文英語（和訳）ないし和訳（原文英語）のスタイル。

原文にある（）は［］で、” “は「」で、[ ]は[ ]で、訳注と訳補遺は【】で示した。

　work18齋藤旬 20161024 -20170512



目次

[Acknowledgements　謝辞 1](#_Toc477524346)

[Part One – Origins　ことの発端 2](#_Toc477524347)

[1．The Divine Right of Kings　神授王権 6](#_Toc477524348)

[2．The Enigma of Representation 27](#_Toc477524349)

[3．Inventing the Sovereign People 45](#_Toc477524350)

[4．The People’s Two Bodies 46](#_Toc477524351)

[5．The Cautious Revolution 47](#_Toc477524352)

[6．Colonial Peoples 48](#_Toc477524353)

[Part Two – Useful Ambiguities 49](#_Toc477524354)

[7．The People in Arms: The Invincible Yoeman 50](#_Toc477524355)

[8．The People’s Choice: Elections and Electioneering 51](#_Toc477524356)

[9．The People’s Voice: Instructions, Petitions, Associations 52](#_Toc477524357)

[Part Three – The American Way 53](#_Toc477524358)

[10．The Incautious Revolution 54](#_Toc477524359)

[11．Inventing an American People 55](#_Toc477524360)

[Epilogue: From Deference to Leadership 56](#_Toc477524361)

[Index 57](#_Toc477524362)

### Acknowledgements　謝辞

本書の完成には長い時間がかかった。本書の三partsの初期versionは、Cornell Universityのthe Carl Becker Lecturesとして、Columbia Universityのthe Lionel Trilling Seminarとして、Princeton Universityのthe Davis Centerにおいて、presented and discussedされたものだ。それらのdiscussionsからも、そして私よりも知識ある友人達の文献読みからも、恩恵を受けて本書の充実を図った。Linda Colleyは、最終段階にあった草稿を全て読み、数々の重大ミスを指摘してくれた。また、必ずしも全てを私は受け入れたわけではないが良い指摘を、次に挙げる多くの研究者が与えてくれた。Part oneに対して、Paul Christianson, Jack Hexter, the late Joel Hurstfield, Barbara Malament, Conrad Russell, Lawrence Stone, and David Underdownが、その内の誰もここで私が行った解釈に合意してくれないかもしれないが、兎に角良い指摘を私に与えてくれた。Marie Caskey Morgan and James L. Mairsも、草稿全体を読んで論点を明確なものにしてくれた。Avery Hudsonは、著述家が望む最高のcopy editorだ。また、多くの図書館司書の方々にも謝意を述べる。彼らはBritish Library, the Bodleian, the Virginia Historical Society and especially the Yale University Library and the Henry E. Huntington Libraryへと快適な道案内をしてくれた。

Part twoは、1983年4月にthe *Yale Review*に掲載された。彼らの許可を得てここに再掲した。

# Part One – Origins　ことの発端

「哲学的な眼で社会現象（human affairs）を考察する者にとって、多数者が少数者により易々（やすやす）と支配されるあの容易さと、人々が彼ら自身のsentiments and passions（意見や情念）を諦めて、彼らのrulers（支配者）の意見や情念に従うあの暗黙の服従（implicit submission）ほど、surprisingなものはありません。このような驚異的な現象を生み出している原因を尋ねてみると、Forceはいつもthe governed（被治者達）の側にあるのですから、the governors（統治者）側が頼りとするものがopinion（世論）以外にないということが分かるでしょう。従って、governmentの基礎はopinion（世論）だけということになります。そしてこのmaxim（根本原理）は、最もfree（自由）で最もpopular（人民的）なgovernmentにも、最もdespotic（専制的）で最もmilitary（軍事的）なgovernmentにも、一様にあてはまります。」

David Hume (1711-1776), “Of the First Principles of Government,” Essays and Treatises on Several Subjects, 1758 edition　【訳注：Ｄ．ヒューム「政府の第一原理について」『市民の国について』上、岩波文庫(1992年)、p.226　を参考に齋藤が半訳した。】

　Forceは常にthe governed（被治者）側にあるのか、あるいは、かつては常にあったのか、疑問に思う方もいるだろうが、大枠としてHumeのこのobservation（見解）は賛同を得るものだろう。換言すれば、全てのgovernmentは、それが獲得できればの話だが、the governedのthe consent（合意）に立脚している。また長い目で見れば、forceだけでは、例えもしそれがthe governing few が自由に行使できるものになっていたとしても、consentを成立させる十分条件とはならないということも示している。即ち人間とは、例えそれが外面上の自尊心を取り繕うだけだとしても、納得しなければ動かない。人々の合意は、opinionsに耐えるものでなければならない。

　従ってthe few who governは、好ましいopinionsを面倒見良く育てようとする。簡単なことではない。なぜなら、the manyをthe fewに従わせるに必要なopinionsは多くの場合、観測されるfactと完全には一致しない（at variance with）からだ。従ってgovernmentが成功するには、fictionsを受け入れなければならないし、疑念を積極的に保留することも必要だ。そう、裸の王様が服を着ていると私達に信じさせなければならない。Hume’s dictum（格言）を再度見てみよう。このmaxim（根本原理）は、最もfree（自由）で最もpopular（人民的）なgovernmentにも、最もdespotic（専制的）で最もmilitary（軍事的）なgovernmentにも、あてはまると言っている。即ち、英国米国のpopular governmentsは、ロシアや中国のgovernmentsと同様にfictionsに立脚していると言っている。

　governmentはmake-believe（見せ掛け、ふり）を必要とする。例えば、the kingは神授されたもの、彼は無謬、the peopleの声はGodの声、の様にmake believeしなければならない。あるいは、the peopleは発言権（a voice）を*持つ*（*have*）、the peopleの代議員達*は*（*are*）the peopleだ、とmake believeしなければならない。更に、governorsはthe peopleのservants、全ての人は平等、とmake believeしなければならない。もしかしたら、人々は平等ではないとmake believeしなければならない。

the political world of make-believeは、the real worldと奇妙に入り交じっている。それは多くの場合、the real worldを鋳型にして作られる。実行可能とするために、目的が何であれそれを遂行するために、fictionはfactと何処かしら似ていなければならない。もしもfactとかけ離れたものになれば、疑念の積極的保留は崩壊する。逆に言うと、もしもfactがfictionとかけ離れたものになれば、両者は似ているとした私達の期待は崩壊する。そう、fictionsが必要なのだ。それ無しで私達は生きていけない。だからこそ私達は、factsをfictionsに合うように歪めてまで、あるいは、この世界を私達がこうあって欲しいと思う世界に近いと思い込んでまで、これらの崩壊の痛みを避ける努力をする。これは極めて重要なことでもある。この様にfictionがrealityを再構築する力を行使するとき、私達はこれをreformまたはreformationと呼ぶからだ。

　fictionsはthe fewがthe manyをgovernすることをenableするが、これによって制限を受けるのはthe manyだけではない。先述のpolitical make-believeとrealityとの奇妙な入り交じりにより、the governing fewもthe governed manyに劣らず制限を受けている（limited）-- あるいはreformされる。なぜなら彼らのauthority（権限）はこのfictionsに依拠しているからだ。またauthorityだけでなくliberty【訳注：法律の下の自由】も、このfictionsに依拠している。ただ、libertyはややねじ曲がってfictionsに依拠している。なぜなら正にこのfictionsがauthorityをsupportしているからだ。この様なことが、少なくともthe Anglo-American worldでは言える状態が続いている。即ちthe Anglo-American worldではmodern libertyが、良かれ悪しかれ、生まれた。またはこう言うべきかもしれない、invent（発明）された。

　fictionsにこうまで依存していると認めるのは些（いささ）か不快なので、私達は通常これにもっと高尚な名前をつける。曰く、self-evident truths（自明の真実）。しかもこう表すのは、不適切ではない。なぜならこう表現すると、私達がこれに積極的に関与し異議申し立てから護ってあげていることを上手く暗示できるからだ。今日私達が自明の真実としているfictionsの例を挙げる。独立宣言（1776年）にThomas Jeffersonが神聖に記した、全ての人は生まれながらにして平等、governmentが彼ら自身のagentである限り彼らはgovernmentにobedience（服従）を負う（owe）、彼らのconsent（合意）によりgovernmentのauthorityが導出される、などだ。これらのpropositions【訳注：数学においてproposition（命題）とは「真であるか偽であるかハッキリする事柄」だが、ここでは真であるか偽であるかハッキリするとは限らない事柄もproposition（命題）としている】を事実証拠（factual evidence）によって証明するのは、不可能ではないにしても、非常に難しい。もし、議論の余地あるpropositionsの証明に対して通常私達が要求するたぐいの証拠で済むのならば、事実による証明はもっと簡単かもしれない。人間は平等に創造されてはいない、あるいは、何れのgovernmentにも権限を委譲していない、と証明したいならもっと簡単だろう。しかし、自明のpropositionsに議論の余地は無い。しかもその様なpropositionsに異を唱えることは、私達の社会の骨組みをズタズタにしてしまう。

　勿論、本書の目的はその様なpropositionsに異を唱えることではない。敢えてfictionと言う用語を使うのは、その様なことを意図するからではない。この用語が暗に持つ侮蔑ゆえに、私はtroubleに巻き込まれてしまったが、この用語を使って表す特異的な現象をもっと上手く表す用語を長らく見つけられないでいる。望むらくは、本書を最後まで辛抱強く読み通す読者が、popular sovereignty（人々の主権）が持つfictional qualitiesこそが、popular sovereigntyに立脚したhuman valuesを脅かすのでなくむしろ支えるのだという認識に至って欲しい。また読者に更に気づいて欲しいのは、本書で検討するfictionsに賛同し採用する者達に、ごまかしないし妄想があると言いたいのでは決してないこと。むしろ彼らはこのfictionsに対して疑念を*積極的に*（*willingly*）保留し続けている。そう、本書の目的は誤りを暴くことではない。そうではなくHumeが指摘した、most of usが a few of usにgovernされることに積極的に従う、と言う事実を検討し、その不思議探検をすることにある。この不思議をHumeはthe opinions（世論）に帰着させた。確かにopinionsとは疑いなく多種多様に存在するものだが、私が懸念するのは、この説明では実際に起きていることをdemonstration（証明）したとは言えないことだ。私はやはり、fictionsと呼びたい。今日self-evident （自明）と受け止められている事柄は、三ないし四世紀昔ならばそうではなかったのだから、敢えて私はself-evident truths（自明の真理）よりもfictionsと呼びたい。

　EnglandがAmerican coloniesを設立した頃、governmentとlibertyを支えていたfictionsは、私達が今日受け入れているのとほぼ反対だった。16世紀から17世紀初めにかけてEnglishmen（England人達）は、人間は不平等に創造されたと確信していた。創造主（the Creator）が王に自分が持つ聖なる権限を神授（endow）したのだから、そのgovernmentに服従する義務を負っていると考えていた。この様なpropositionsもまたfictionalだった。即ち疑念が生じても、ただ疑念の保留だけが要求され、実証を拒むfictionalなpropositionsだった。そうだとすると、いったいどの様にしてこれは他方に取って代わられたのだろうか。いったいどの様にして神授王権は、the sovereignty of the people（the peopleの主権）に取って代わられたのだろうか。いったいどの様な新たなfictionsが、the fewによるgovernmentを支持し、the fewをthe manyのbenefitに制限するのだろうか。換言すれば、今日私達が知っているAnglo-American worldにおけるpower（権力）のauthentication（正当化、認証）とexercise（実行）は、どの様にして成立したのか。これらのquestionsに、長年私は答を探し求めてきた。

　本書においてこの探求は、the old fiction即ちthe divine right of kings（神授王権）から始める。とうの昔に私達は神授王権に対する疑念の保留をやめた。従ってそのfictional qualitiesを把握するのは容易いはずだが、神授王権はthe sovereignty of the peopleが今までに経た年月よりも長い年月を生き延びた事情がある。神授王権の崩壊前の長い年月、どうoperateされたのかを検討することによって私達は、political fictionsがthe authority of governmentを、どの様に保持し制限するのかに関して、基本的洞察を獲得できるはずだ。

## 1．The Divine Right of Kings　神授王権

　monarchy（君主制）は、今まで常にdivinity（神性）と結びつこうとしている。少なくも西洋においては、politics（政治）はtheology（神学）と手当たり次第に懇（ねんご）ろになろうとしている。即ちキリスト教ユダヤ教の神学が、an anthropomorphic deity（神人同形説の神）を生み出したとするならば、キリスト教政治、ことにEnglish politicsは、a theomorphic king（神の姿をした王）を生み出したと言える。Ernst Kantorowiczはその著書[『王の二つの身体』](https://www.amazon.co.jp/s/ref%3Ddp_byline_sr_ebooks_1?ie=UTF8&field-author=%E3%82%AB%E3%83%B3%E3%83%88%E3%83%BC%E3%83%AD%E3%83%B4%E3%82%A3%E3%83%81&search-alias=digital-text&text=%E3%82%AB%E3%83%B3%E3%83%88%E3%83%BC%E3%83%AD%E3%83%B4%E3%82%A3%E3%83%81&sort=relevancerank)の中で幾度も、王は神の子キリストを象徴するものとして、あるいは父なる神として把握された、と示している。Englandでは更に、king’s governmentという仕組みが日常的に機能し、それに伴い、神性の全ての属性が王に与えられるというlegal fictionsが形成された。例えば、王は不死とされた。即ち王の死は一切認められなかった。王は神のように完全であり、無謬であり、彼に対してaction at law（common law上の訴訟）は一切成立しなかった。王は神のようにthe giver of lawsであり、神のように三位一体の三つの位格として振る舞った。[[1]](#footnote-1)

　この様な不合理を保留するのに必要なratiocination（論理思考）は、とても込み入っている。丁度それは、a beneficent and omnipotent Godによって創造された世界にevilが存在するのを説明する難しさに匹敵する。ただこの不合理を保留出来れば、他でなく或る一人の人を、皇帝でなく王を、ローマ教皇でなく皇帝または王を、authority（権威）ある者としてjustifyすることができ、更に、その者が統べるgovernmentにthe manyを和睦させることができる。遂にはこのfictionsがEnglandでは一つの装置（an instrument）として保留され、該統率者に絶対的支配力を与えるとともに、それに比べ明確さはやや劣るものの、該統率者をcontrolする一つの手段をthe manyに与えた。

　17世紀前半のEnglandではthe divine right of kings（神授王権）doctrineが、James Iによる釈義とCharles Iによる実施の後、絶頂期を迎えた。その頃、Englandにより初のAmerican coloniesが作られる中で、the [Counter-Reformation](https://en.wikipedia.org/wiki/Counter-Reformation)（Catholicによる[対抗宗教改革](https://ja.wikipedia.org/wiki/%E5%AF%BE%E6%8A%97%E5%AE%97%E6%95%99%E6%94%B9%E9%9D%A9)）の気運が最高潮に達する一方、Protestant countriesにとって神授王権は欠くことの出来ないfictionとなった。教皇は自分こそ地上における神の代理人（the vicar of God on earth）としてsole powersを持つ者であると主張し、直接的に、あるいは服従の忠義（the allegiance of subjects）をcontrolすることによって、secular authority（世俗的権威）をlegitimateしようとした。しかし、教皇はthe authority of Protestant kingsをlegitimateすることに不慣れだった。divinityにdivinityで対抗するのは無理があった。対してJames Iは、Englandを1603- 1625の間ruleした実績もあり、Protestantismのchampion（擁護者）として力を振るった。［Antichrist以外の何者でもない］教皇と神とは何の関係もない、と少なくともEnglishmenを納得させた。神は手ずからauthorityをJames I の様なrightful rulersに授けた。ことさらJames Iに授けた。a true kingのauthorityに歯向かう者は教皇といえど、いや教皇こそ、神に歯向かう者だとされた。[[2]](#footnote-2)

　Englishmenは、このGod-given monarchを称賛した。true religionからというよりは愛国心からRome the testに対し途方もなく敵愾心を燃やした。神授王権はa foreign potentate（外部権力）からのEngland’s freedomの基礎となり、或る種の独立宣言となった。歴史学者Carl L. Beckerの有名な格言をparaphraseすると、the king’s divinityがもし本当に自治（home rule）に不可欠ならば、自治を望む者達がそれを否定することはありえない、となる。そう、James Iは自らdivinityを望んだのではない。教皇に抗して自らの王権をdefendする中で、否応なく、荘厳な権威が神によって自分に与えられたとsubjects（臣下の者達）に告げざるを得なかった。神の副官（God’s lieutenant）であるから無謬であり、自らのrighteousness とauthorityが及ぶ領内において、それらは疑問の余地が無いものとなった[[3]](#footnote-3)。王がParliament（国会）内の臣下にadvice and informationを求めることはあっても、王の意向はthe God-given authorityを持ったものとされた。

　James Iはことある毎に機会を捉えて彼のParliamentsにこのtopic（論題）をlectureした。the Commons（庶民院）もこのlecturesを快く迎え入れた。時には王の主張を熱心に代弁する役をかって出た。結果、the Commonsがそもそも何のためにあったのかを私達ですら既に分からなくなっている。そのopening of a sessionでは、the Speakerがthe platitude（空言）: “that kings were visible gods and God an invisible king.”[[4]](#footnote-4)を繰り返すのが習慣化された。the Commonsが王に何か咎められたときは、ばつが悪そうに恭順を示し、”because the King is a God upon earth I would answer him as we should answer God in heaven, that is with a prayer.”[[5]](#footnote-5)と応えた。[John Pym](https://ja.wikipedia.org/wiki/%E3%82%B8%E3%83%A7%E3%83%B3%E3%83%BB%E3%83%94%E3%83%A0)［後に彼の政治的振る舞いにより”king” himselfの名札がついた］は、1620年代に或る法案を提出した際に、omnipotence（全能）and righteousnessという通常の恭順尊称を一歩越えて、“though I know we can propound (提案する) nothing to his Majesty but that which he already knows, yet it is good sometimes to shew a man’s own thought to himself.”[[6]](#footnote-6)という具合に王に対しomniscience（全知）の称号もつけ加えた。1629年にCharles Iが、自分が与り知らぬrightsをthe Commonsが主張しているという理由でParliamentを解散［再開は1640年］した際ですら、the Commonsは、自分達は“professed in all things to obey him as the highest under God.”[[7]](#footnote-7)であると応えていた。

　王は神の副官だから、人間達、少なくもEnglishmenの中ではsupreme（最高）だとされた。従ってthe government はhis governmentであり、Parliamentのmembersを含めてthe peopleはhis subjects（王の臣下）だった。即ち、the House of Lords（貴族院）のmembersは自らのrightにより議会参加していたがsubjectsだったし、the Commonsはthe rest of the peopleを代表する者達だったがやはりsubjectsだった。両院ともindividually and as representativesの違いこそあれsubjects（臣下）だった。臣下だからthe king’s authorityをshare inしなかったが、rights（権利）は持っていた。しかもEnglish subjectsは、the subjects of other kingsよりも多くのrightsを持っていた。このrightsを巡って時に王とCommonsは争った。王は、自分と自分の前任者達が認めたものだけがrightsだ［従って取り消し可能だ］と言い張ったし、他方the Commonsはrights were simply rightだと主張した。lawsは神の副官からthe Commonsのauthorityを導出しつつも、the Commonsを少しも束縛しない。なぜならthe Commonsはrightであり、時に違う考えがよぎっても基本的にhis godly willを具現化する者だからだ。その様なlawsがrights were simply rightということをinsureするとthe Commonsは主張した。

　17世紀最初の30年間に繰り広げられたking and Commons間のこの様な闘いは、この時代の歴史学的説明にとって、かつては重要なcenterpieceだった。しかし近年の研究によって、この様な闘いは実際にあったことと異なるということが分かった。その多くは、王が管轄するcourtないし地方寡頭政治階層内の各部門で為された論争であり、王との意見対立を表すものではなかった。また、この様なCommons紛争のleadersは多くの場合、貴族議員（noble lords）のclientsだったことが判明した。the House of Commonsは、a mind and will of its ownを持つan institutional forceとしてgovernment内に存在していた、という主張は近年大幅に勢いを失った。the power of the purse（金力）を効果的に使えていなかったことも分かったし、legislation（議決立法）における主導力を獲得できたことが意味をなさなかったことも、その数十年間で重要legislationが一つもpassしなかったことから明らかとなった[[8]](#footnote-8)。

　膨大な数のdebatesが王とCommonsの間で純粋に争われたと記録には残っているが、結局のところこの争いは、the House of Commonsはthe king and his courtとapartするのだというa strong institutional consciousness（強い制度意識）をその Membersに植え付けるに終始した。the House of Commonsは16世紀以来、王がhis peopleをgoverningするために雇われたagency（代行者）だったと言える。ただ、同時にそれは、単に名目上と言うだけでなく、王がgovernするthe peopleのagencyでもあった。representatives（代議員）については次章で説明しようと思うが、それは常にgoverned and governingの両方の状態にあった。即ち、a branch of governmentとしてactingしつつ、その立場では許されないし試せもしないことだが、subjects（臣下）としてのcharacterを振り払おうとした。臣下としてはgovernmentを有力ないし最善のものとして扱うobligationを有するが、敬意を払いつつもそれに合意せず争うobligationも持っていた。従って、何らかの利害の外分点（external divisions）を模索する論争では、関連外部者であるcourtiers and noble lords（宮廷廷臣と貴族議員）、即ち、該舞台に自分達の利害を持ち込もうとする者達は、次のようなrules of the gameを受け入れねばならなかった。即ち、the Commons内に支持者を求めたい者は、the governedのrepresentatives（代表者）からの支持を受けねばならず、その理由は、the Commons内に求めようとする支持者がrepresentatives of the governedだから、というものでなければならない。やはり、the fewによるthe government of the manyには学ぶべき何かがある、と私は考える。即ち、王を煽（おだ）て自らを臣下として貶（おとし）めながらthe House of Commonsは、自らがその一部でありまた離反すべきものであるgovernmentの中に留まって、the rights of subjects（臣下の権利）を求めて正に闘ったのだ。

　先述のrules of the game、何度もこう呼んで恐縮だが、これはsimpleだ。即ち、第一に神の副官は無謬、第二に他の［Parliamentに議席を持つ者も含めて］全員はただその臣下に過ぎない。無謬権限にこの様に服従を誓ってしまえば、政治的な駆け引きの余地がほとんど無いかというとそうでもない。死すべき運命にある者達に君臨するよう求められたdivinity（神性）は、実は服従者達よりも束縛されることが多い。王のdivinityは、【訳注：Godでなく】a godたるに相応しい振る舞いをするように常に求められるからだ。the Commonsは1620年代、こうした身動きが取れないdivinityの高みへと王を崇（あが）めまつり、服従しながらも王のgovernmentを操る術を作り上げた。

　こうした操縦術の詳細検討に入る前に、王もCommonsも偽りの役柄とは実際は違うのだと承知の上で、a fictionを演じていたのだと再度確認しておこう。Stuart朝の最初の二人の王は、任された演目の荷が勝ちすぎなのは明らかだ。James I、彼はdivinityに過剰な注文をつけた張本人だが、どう見ても最も神に似つかわしくない（ungodlikeな）人間だった。その息子のCharles I、彼は1625年に王位を継承し虚飾のmajesty（威厳）を精緻化したが、嘘つき常習者であることが程なく判明した。約束した合意事項を一つも遵守しないために信頼を失い、最後は絞首刑にされた。この二人の人間としての弱さ、あるいは、過剰なまでの見せかけの権威について、長講釈は必要ないだろう。ただ、この二つの王位をありそうもないほどの高みへと持ち上げた神授王権というfictionが成立した背景には、Catholicによる対抗宗教改革の陰が忍び寄るこの世において、Englishmenがそれを必要としたという事情があったのは確かだろう。

　James IもCharles Iもa godには似つかわしくないとしても、the Commonsもただの臣下の様には見えなかった。臣下以上のものではないと儀礼的に繰り返すものの、そうは見えなかった。実際彼らは、貴族ではないもののthe top echelon（最高階層）に属する、即ち、the gentryと呼ばれる者達だった。16世紀のTudor朝の王と女王達が、そのmonarchy power and authorityを16世紀の間ずっと分け与えた者達だった。the Commonsに議席を持つ者の多くが、貴族の親戚か次男か三男、長男であればまだ爵位を継承していない者達だった。当時のgentry一般が経済的に隆盛であったのか衰退にあったのか、しばしば歴史学者の間では論争になるが、それはここでは問題とならない。疑いようもなく17世紀の彼らはpoliticallyに隆盛にあった、または、隆盛し終えた。これが重要だ。当時のEnglandにおいてroyal power（王権力）が地方にまで及ぶようになったことは、王が任じた治安判事（justices of the peace）の人数と機能が、全てのcounty（郡）において費用を地方負担のまま、大規模に拡大したことからも分かる。王が任じた治安判事（justices of the peace）は全てgentlemen（the gentry）だったし、その多くがthe House of Commonsに議席を有していた。彼らは、Westminster議事堂ではthe best of kingsへの服従を宣言し、地方に戻れば皆の服従を要求し王の権威を我が物として振るった。

　ただ、これら判事は融通の利かない官僚ではなかった。彼らはamateurs, gentlemen（the gentry）であり、自分達のcommunitiesを重視しその法と秩序（the law and order）の維持に努めた。自分達の繁栄と王の権威はそれに依存していたからだ。確かに全てのgentlemen（the gentry）が判事だったとは言えないし、全ての判事がmembers of Parliamentだったとは言えない。しかし、全ての判事がgentlemen（the gentry）だったし、the House of Commonsの大部分が判事または判事経験者だった。この前の15世紀16世紀の間は、貴族の縁故支援を受け［多くの場合依頼も受け］て、そういったgentryの多くはthe House of Commonsの議席を継承したし、市議会議席から地方中産階級をthe House of Commonsへ送り込んだ。England’s monarchsはこういった状況を好ましいと感じ、the Commonsの議席数を増やし、全てのcounty（郡）で判事の人数を増やした。結果、王はthe gentryからの支持を拡大し、the whole nationに渡る政治的宗教的組織改革において劇的な構造改革が可能となった。しかしながら、政治的支持はただでは買えない。王が統括する郡裁判所で判事に祭り上げられた人は、Westminster議事堂に召集されればただの臣下でしかなく、自分が執行することになる法律作りを手助けしなければならなかった。また、王は自分こそthe source of all lawでありthe giver of all good thingsであると主張する一方、王もthe Commonsも、the Commonsやその関連の人々が王のgovernmentの不可欠要素だと分かっていたし、彼らなくして、このa huge new royal bureaucracyの発展はあり得ず、このgovernmentは機能しないと分かっていた。また、こういった事情を王がわきまえているとthe Commonsは知っていた。もしgovernmentをthe rule of the few over the manyという形にしたいならば、the members of the House of Commonsは、各地方においてもWestminster議事堂においても、the fewの中から任命される必要があった。[[9]](#footnote-9)

従ってthe Commonsを王のただの臣下であるとして額面通りに受け取るのは間違いだ。また、臣下であることに意味がないと片付けてしまうのも同様に間違いだ。the House of Lords（貴族院）のmembers は、彼らのrightによって議席を有していたが、the House of Commons（庶民院）のmembersはそうではない。the Commonsはrepresentatives（代議員）、即ち当時の呼び名に従えば“representors”として議席を有していた。彼らは正に他の全てのsubjects（臣下）をrepresentして主張を陳べた。その意味するところの詳解は次章以降にして、ここでは、the Commonsはrepresentationに縛られていると注意を促すことにとどめよう。

　このrepresentationそれ自体もa fictionに過ぎない。また他のfictionsと同様に、これを信奉する者達の行動を制限する。即ち全ての臣下をrepresentすると主張するのだから、Westminster議事堂に議席を持つこれらgentlemenは自分達のためだけにactするのでなく他の全ての人のためにactしなければならない。もし王に資金を提供するのであれば他の皆の役に立つことのためでなければならないし、同様に、もしthe rights of subjectsを求めて闘うのであれば全てのsubjects（臣下）のためにそうするのでなければならない。なにも利他主義（altruism）のためにそうするのではない。そもそもthe people of Englandは、国会議員とそうでないものとでは享受できるrightsが異なった。the Commons議員であるgentlemenは、一般の人々が持たないrightsを持っていた。例えばJames Iの治世初期、the Commonsは次の様なlawsを作るよう強要された。即ち、「gentlemenは狩猟を行う場合、このsportsをclowns（農民など一般民）が行うことを禁止するために、gentlemenらしい服装を身につけなければならない。[[10]](#footnote-10)」そしてthe Commons即ち全gentlemenは、小作農民が鳥類を狩猟した場合、厳しく罰しなければならなかった。あるいは、逮捕免除、物上担保、陪審裁判（freedom from arrest, security of property, trial by jury）などについては　clowns（農民など一般)はかなりまずい状況（not too good）だとthe Commonsは考えていた。確かに、clownsの所有権保護でなく自分達の所有権保護を一番に考えていたのは間違いない。しかし、ことがthe rights of subjectsに及ぶと、それはthe rights of gentlemenを意味するものでもないし財産所有者のrightsを意味するものでもない、とthe Commonsであるgentlemenは考えていた。representatives of subjectsとして彼らは、人間であることそれ自体（humanity itself）にdivinity of the kingと同等な或る種のmajestyが備わっていると考えていた。恐らくそのために自分達のpositionを最大限に活用していた。

　the Commonsは神の副官たる王に接するとき自分達は臣下つまり神ではないただの人間だと主張した。そのため、Magna Carta発行の1215年の封建領主達と同様に、自らのrightsをuniversal termsで語らざるを得なかった。1215年Magna Carta発行の地Runnymedeで封建領主達がKing Johnと対峙した際、彼らは封建領主のためのrightsだけを主張した、とかつて私達は教わったが、これは事実ではない。Magna Cartaでthe kingは、それは既に神格化されたものだったが、如何なるfree man（非奴隷）に対してもその欲せざることをしてはならないと約束を強要された。17世紀のthe Commonsも同様に、抗議書、反論書、嘆願書においてthe rights of all the king’s subjectsを肯定し、特にthe Petition of Right of 1628（1628年の権利の請願）においてはwithout “common consent by act of parliament” and “due process of law”（議会の同意と法律的に正当な手続き無しでは）課税や拘禁を出来ない様にした[[11]](#footnote-11)。もしも王がこれらの主張を制限したならば、神はpersonsを尊重するものでなくなり、王は神の副官ではなくなってしまう。【訳補遺：従って王はこの請願を飲まざるを得ない。】聖書は、箴言に満ちたものではあるが、the rights of gentlemenについては多くを語っていない。

　従って、the Commonsが主張するuniversal rights【訳注：divine right of kingsと異なり神授を根拠とする必要がない普遍的権利】は或る意味彼らが論拠とした命題に左右される。自分達はrepresentativesであるというfictionと、王は神の副官であるというfictionとによって、彼らがrightsのみならず何か論説を陳べたいならば必ずin universals【訳注：神を根拠とするのではなく普遍的】に陳べなければならなくなった。国会議員に限られる特権、例えば国会会期中のfreedom from arrest（不逮捕特権）を主張する際にもthe Commonsは、注意深く本来それは全臣下にとって不可欠であることを前提にした。Sir John Eliot曰く「the Commonwealthの生命（heart's blood）は、このHouse of the Commonsの特権に全てかかっている[[12]](#footnote-12)。」Sir Edward Coke曰く「このHouseのfreedomは、全Englandのfreedomである[[13]](#footnote-13)。」虚言とするには彼らの雄弁さは余りにも鮮やかだ。

ただthe Commonsのmembersは字義通りにuniversalになろうとしたのではない。即ち1215年の封建領主以上に、あるいは、1776年米国独立宣言の万人平等宣言時に米国国会議員がなったであろうuniversal以上に、なろうとしたのではない。とはいえ、彼らの当時の討論や1628年の権利の請願での要求からは、representativesとしてのpositionが含意する事柄を彼らが受け入れていたことが分かる。即ち所属階級や適格投票者達だけのrepresentativesではなく、他の全ての人々（the rest of the population）のrepresentativesであると自覚していた。かくして、如何に現実味を欠くとも自分達はただの臣下であるという彼らの主張は、全Englishmenに拡大適用されるrightsの概念を生み出した。the Commonsは、the Petition of Rightを絶対的に（in absolute terms）表現し、これを弱めようとする勢力が現れると必ず撃退しただけでなく、王にこれを認めさせ、遂にはMagna Cartaを始め数々の法令集にこれを盛り込むことに成功した。これによりall menがそのbenefits（恩恵）を権利主張（claim）できるようになった[[14]](#footnote-14)。

　自分達が選んだ役目を果たす際、rights for all subjectsを主張する責務を負っていると the Commonsは感じていた。しかしこれは恐らくそれほど驚くべきことではない。むしろ特筆すべきは、彼ら臣下が王に服従し王を誉めそやすことで、却って王の権威に制限を加えたことだ。王のrectitude, wisdom, and authority（right度合い、智慧、権威）をdivinityの水準にとめ置くことで、王のこれらの属性が他の死すべき者に分け与えられる可能性を摘み取った。特に、誰か臣下にこれら王の属性が委譲される可能性を摘み取った。神授権威（divine authority）は不可譲不可奪（inalienable）でなければならない。よって、the Commonsは自らを神授権威の守護者と任じ、それを横取りしようとする臣下が現れれば撃退した。またもし、王の名において事を為す者がいればその者は命を賭してそうすることになる。なぜならば、王の承認を得られない事柄を王に代わって行えば、それは或る種のlèse majesté（大逆罪、不敬罪）となるからだ。無謬の者の名において謬ちを起こすことほど差し出がましい（presumptuous）ことはない。

　言わずもがなだが、王は自ら決めたlawsを執行する権限を代理者に譲ることが出来ない。Thomas Egertonは王直属の大法官（lord chancellor）であり王の特権を擁護する側にいたが、1604年にこう説明した。即ち、王のjudges（判決）を通して王はlaw courts（法廷）に顕現する。なぜならば、該判決を言い渡す者達も該判決を聞く者達も、王の“known will”を組み込まれたlawsが形作った該判決を、言い渡し、聞いているからだ。法廷に王が持ち込めないものは、彼の“participation with God”、即ち「神授された者の立場とpersonだけに固有な」absolute powerだけだ。「神が王の立場と責務を考慮して授けた智慧、power、才能」[[15]](#footnote-15)は、王といえども他の誰かに”infuse”（吹き込む）することは出来ない。つまり見方を変えると、the Commonsが王の言うとおりに信じてあげることで（taking the king at his word）その超人的で交渉の余地の無い不可譲不可奪のwisdom and powerを、王だけの属性とし他の誰も王の名において行使できないものに仕立て上げたのだ。

　権利の請願の年1628年に実際に取られたstrategiesを極めて簡単だが見てみよう。1628年Cornwall郡の国会議員選挙においてthe Commonsは義憤に駆られていた。地元の有力者達の或るgroupが、Sir John Eliot and William Corytonという二人の前議員の再選を拒もうとしていた。この二人は、the rights of subjectsに関する国会の主張において際立っていた。即ちこの二人は1626年に王によって負わされたloanについて返済支払を拒否していた。王は、要求した資金供給を国会が失敗したとして、指導的市民達にこのloanを設定していた。Eliot and Corytonは他の多くのEnglishmen同様に王のこの要求を、議会の同意なく財産を取り上げるものだと見なしていた。二人は投獄された。王は出来ればもう少し強情っ張りでない議員を新たに召集すると決めて、この二人を和平の申し出の証として解放した。国会議員選挙の時が来た。Cornwall郡は、王に対し幾つもの特権を請願すると共に、郡の大地主の何人かはこの二人の前議員をWestminsterに戻さないことで和平を取り戻そうと躍起になっていた。彼らはEliot and Corytonを諭した。「おまえ達二人に対し王がどれほどの不満を持っているか色々と聞かされた。おまえ達が再選したら王は自分のserviceが侮辱されたと思うだろう。そうなれば私達は王の不興をかう」と。もしEliot and Corytonが選挙に出馬すれば、有力な仲間達が「全力でおまえ達に反対するだろう」と。しかしEliot and Corytonはこれに屈する小者ではなかった。再選を果たした。彼らは議会では古手の有力者だったので、敵対した者達を訴えてthe Tower（政治犯刑務所）にしばらくの間投獄した。過ちを犯したと公衆の面前で懺悔することを強要した。しかも、彼ら自身が郡判事を務める郡裁判所において懺悔することを強要した。[[16]](#footnote-16)

　ここで重要なのは、the Commonsが選挙妨害を罰したことではなく、罰した根拠が何だったのかだ。Sir Robert Phelipsは、the Commonsのmemberとして幾度も王に対峙し最も明敏な議員だ。その彼が、Cornwall郡の有力者達に対して特に厳しい訴訟を起こす必要があるとして、事件発覚後の初の演説でこう言っている。「もし私の申し立てが上手くいかなかったなら、臣下は誰でも自分の判断が王の判断だと言える様になります。この様なことにビクビクしなければならなくなります[[17]](#footnote-17)。」件（くだん）のCornwallのやから達はこれを聞いて王に「私は元々上手くいかないと思っていた。悪いのはアンタだ。」と文句を言い出した（second-guess）。彼らは自分達の郡では大物達だったが、結局は王の臣下に過ぎないと思い知らされた。Sir Edward Cokeは、彼らはpublic and localの場で失敗を認めなければならないとし、この様子をこう評した。「許しがたいのは、彼らが虚言を弄して王に取り入ったことです。即ち、his majesty【訳注：通常は「王」を意味するがここでは「神授の威信」】は常にjustlyにprovokeされるべきなのに、この神授の威信に反してthe CommonsはEliot and Corytonに賛意を示している。この様なことを彼らは言って、王の懐に忍び込んだのです[[18]](#footnote-18)。」そう、臣下は誰も、王の代弁者代行者の高みへと登ってはいけない。従ってCornwallのやから達を引きずり下ろし、撤回の屈辱を舐めさせなければならない。地元のCornwallでも同様の屈辱を与えて、その地にいる普通の臣下達に彼らの恭順を確かめてもらうのだ。

　結果、Cornwallの大物達は簡単に引きずり下ろされた。彼らのしたことに王は何の権威付けも与えなかったからだ[[19]](#footnote-19)。仮にもしも、王が彼らを救おうとしたらどうなっていただろうか。王が彼らを内心は応援していたと認め、彼らの行いは王が有する智慧とrighteousnessが要求したことだと受け入れていたならばどうなっていただろうか。実はこの様なことが1625年のRichard Montagu事案で起こっている。聖職者のMontaguは、the Church of Romeもthe Church of Englandも大きな違いは無い、一方がChristで他方がAntichristだという様な違いはない、だからいずれ和解するだろうと論じた。the Commonsは彼の身柄を勾留し、彼のこのdoctrinesを非難した。popeはAntichristだという先王James Iの説明に反していると注意深く指摘した。この根拠の薄い反抗をもってMontaguを、the Commonsはthe House of Lordsに差し出して、より厳しい罰を科してもらおうと考えた。当時王位をCharles I【訳注：在位1625-1649、James Iと異なりCatholicに親近感を持っていた。】がJames Iから継承していたが、このCharles IがMontaguを王専用のchaplain（礼拝堂づき牧師）にすると発表し[[20]](#footnote-20)、このことに口を挟むなと警告していた。the Commonsは自重したが、the House of Lordsに自分達の代わりにMontaguを罰してもらおうと考えたのだ。王Charles Iがもし、Montagu’s doctrinesを是認するとハッキリ言っていたなら、もっと鋭いやりようがあったかもしれない。しかしながらthe Commonsとしては、この事案をどう進めるべきか今ひとつ確信を持てなかった。王がMontaguをすくい上げて王自身の難攻不落の神性sphereの中へ匿（かくま）おうとしているようなので、Montagu退任すべしとの結論に飛びつけなかった。だが王が何を言おうと、どれほど重く彼を重用しようと、Montagueはただの臣下でしかないはずだ。宗教関連はthe Commonsの活動範囲にあるかMagna Cartaにはハッキリと記述されていなかったが、the Commonsの経験豊かな議員の一人であるEdward Alfordは、王がそうするなと言ったという理由だけでMontagu訴追を出来ないのであれば、国会は破壊されると発言した[[21]](#footnote-21)。the Commonsは幾期もの国会会期中Montagu非難を続け、彼を罰するように王に求め、遂に彼の著書の焚書にこぎ着けた。しかし王は焚書を命じたものの、彼をChichester司教【訳注：7世紀から続く主要教区の司教】に任じて処罰は済んでしまった。[[22]](#footnote-22)

　この様にMontagu事案において結果的にはthe Commonsは負けたことになるが、厳然と訴追した事実は彼らの決意のほどを示した。即ち、王は自身のdivinityの如何なる要素も臣下とshareしてはならない。同様なことが1629年の国会会期初めにもあった。tonnage and poundage【訳注：トン税（保有商船１トンあたりの税）とポンド税（取引金額ないし重量１ポンドあたりの税）】支払を拒んだために関税役人にその商品を没収された議員がいたことが報告された。議会は通常、輸入行為に関しこの様な税を在位期間にある国王に支払うことを決定しているが、Charles Iに対してはこれを断固として拒んでいた。そこでCharles Iは別の税を払うように国会を召集したのだ。議員達はこの事態をこうとらえた。即ち、没収商品が速やかに返還されないなかで別の税を議会が認めてしまえば、この没収行為はvalid（法律的に正当）なものとされ王は議会の賛同無しにtonnage and poundageを徴税することが出来るようになってしまう[[23]](#footnote-23)、と。議員達の見解では王のこの様な行為は明らかに誤りであるが、王は無謬ということになっている。となれば誤りを冒したのは、この没収を許可したCourt of Exchequer（財務裁判所）の判事達のみならずこの没収を行った関税役人達ということになる。彼らは皆臣下であるのに王の名において誤りを冒した。これら判事と役人が王とは関わりがないと想像するのは少し骨が折れる。殊に王がこれらの者に関税業務を任した、即ち、tonnage and poundage徴税のcharter（許可状）を与えたのだから尚更だが、一方で王のrighteousnessを誉めそやし他方で臣下の過失を責めるのは、王のdivinityを王だけに閉じ込め臣下に渡らないようにするための常套手段。これに習熟したJohn Seldenは「私達がin a right way and justlyに行うことが王の不興をかうはずがない[[24]](#footnote-24)」とした上で、これら判事と役人の一人を告訴した。即ち、この者は「国会のActではそのtonnage and poundageが許可されていないなかで、王のためだとして王の特許状を得たとした。」しかし無謬のものである王が、その様な状況で特許状を出すことはあり得ない、と責めた。[[25]](#footnote-25)

　Montagu事案と同様、王の介入は明白だ。これら判事と役人の没収行為は王の意に沿ったものだと王は認めている。従ってthe Commonsが立証しようとしている筋書きは破綻したかに見える[[26]](#footnote-26)。しかしこの件ではthe Commonsは論拠に自信があった。John Seldenは論を進めた。「臣下が自らの行為として犯罪をしたのかどうか、あるいは、王のcommandを得た上でのことかどうか、これらはこの告訴と一切関係ない[[27]](#footnote-27)。」故に躊躇はしても留まることはなかった。結局は、議長を席に力ずくでとどめた上で、批難決議がなされた。当該関税役人だけでなく、religion or tonnage and poundageに関して誤った意見を広めた臣下は誰でも批難された。その様な人々は皆、即ち、関税を払った商人、関税を徴収した役人、関税支払を助言した者、popery or Arminianism【カトリック（蔑称）または反カルヴァン主義（神による救いは既に与えられており人はそのfree willによってその救いを選択するとする考え方）】を導入しようとした者、これらは皆capital enemies to the kingdomと見なされた[[28]](#footnote-28)。彼らの行為や言質に王のcommandがあったとは一切認められなかった。議長が退席しようともがく中Sir John Eliotは、王はその様なcapital enemiesと関わりがないと形式的な演説を続けた。「あらゆる点で私達は公言します。神の下で最上者たる王に従います。･･･私達が事を為すのではありません。王の神授の威信が示すjusticeに適う事が為されるのです。王は私達が望みうる最高のjust、従って私達は全く疑いません。王は常にjustlyに意図して神の副官たる務めをperformするのです。」[[29]](#footnote-29)

　the Commonsは、厚かましい行いに出る臣下を粛正する一方で、王の懐へと登り続けた。「王はwise and good。だから王の欲することを私達は行う」とは決して考えなかった。そうではなく「王はwise and good。だから王は私達の欲することを欲する」と考えた。この好例を、もう一人のchaplainであるRoger Manwaring事案に見ることができる。彼は、先述の王が課したloanを或る公開審問において弁護していた。彼を罰することを要求するJohn Pymは、弁論時間の大半をManwaringが実際に該loanを弁護していたと立証するだけで事足りた。the House of Commonsにとって、the Commonsが認めないことを認める者は誰でも王の不興をかう、と述べるだけで罰の大義は十分だったからだ。Pym 曰く「大いなる愛と信心をもて王は臣下を遇する。従って、この者を王が正義と信心に背く者と認め忌み嫌う事は、誰の目にも明らかだ[[30]](#footnote-30)。」こうしてthe Commonsは王の欲することを、王が任用した役人達よりも、いや王自身よりも、把握していると見なされるようになった。

実際the Commonsは王を誉めそやし、死すべき者の限界を超えた王のbody naturalとbody politicとは乖離してしまった。the Commonsの見立てでは、陰謀家達は性懲りもなく王のbody naturalの耳に、自分達に有利に働くニセ情報を吹き込み続けていた。しかしbody politicとしての王は常に全臣下にとってbestな事を欲し、臣下達もまた、全臣下の組成比毎のrepresentativesという仕組み以上のものを全く思いつかなかった。Sir Robert Phelips曰く「何か不首尾があったとしたら、それは王Charlesの自己判断のせいではなく、王Charlesにmisadvisedした他の誰かのせい、または、注文を違えた審議会にmisleadされたからなのです[[31]](#footnote-31)。」王がestablished lawに違反してactを設定したと証拠が挙がったときは、the Commonsは、該証拠を不信のものと拒絶する［例えばSir Thomas Wentworth曰く「王がこれを指示したと示すこんな証拠を信じる者は忌み嫌われます。なぜなら王はこのことに関する知識を何ら持っていないのですから[[32]](#footnote-32)。」］かまたは、該actの話を持ち込んだ者に全ての責めを負わせた［例えばJohn Glanville曰く「王のcommandはlawに反し無効だ、該提案者に支持者（second）はいない、とour lawは示しています。であれば、もし仮にこのcommandがあったとするなら、それは単にmisinformationによるものです[[33]](#footnote-33)。」］。

該loanの支払をキチンと拒んだ者達さえも、王がその様な悪事を働く知恵など一切無いと思い至らなかったことを責められた。Sir John Eliotは、牢から出ると直ちに、王のperfection（完全性）について狂詩曲を奏でた。叫ぶが如くに「The goodness of the Kingは太陽の誉れの如く。暗闇も遮光もそれ自身のcapabilityにはあり得ない。ただ暗雲が遮るときのみ日食を起こし私達に見えなくなる。即ち、悪しき役人が介在するためにThe goodness of the Kingは私達に見えなくなる[[34]](#footnote-34)」とまくしたてた。暗雲を打ち払い、邪（よこしま）な臣下が繰り出すニセの助言から王を解き放ち、真の智慧とjusticeを広める[[35]](#footnote-35)ことがこのParliamentの役目となった。このParliamentのmembersは確かに王の臣下だが、自分達の下にいる臣下達をrepresentし、王のcommandの下に行うとうそぶく者のabuses（権利濫用）を王に告発する責任を任された。王の胸襟に登って、Godがそこに配置したthe truthsについて、例え王自身はそれをdiscern（心の目による識別）出来ていなくとも、言明する役割は彼らの、いや彼らだけの、all right（権利、適任）だった。

当然ながら更に重要なことは、the land（国）の最高裁判機関としてこのParliamentが、王を騙した者を罰し、虚偽によって王から引き出したspecial privilegesをその者から奪還し、その者を他の臣下の水準まで貶めることだった。James I and Charles Iの御代の時代を通してthe Commonsは、悪しき者達の鎮圧を繰り返し、王が本当は何を望んでいるのかを王に分からせる事に忙殺された。鎮圧の対象は、王を騙して無認可の徴税へとmisleadする悪巧みの関税役人達だけでもなく、また、Roman Catholicに王を戻そうと画策する物騒な聖職者達だけでもなかった。最も過剰な権力を握った臣下は、王に従うministers（聖職者、大臣）であり、法廷において王を取り巻くfavorites（お気に入り連中）だった。これら王のお気に召した連中を尋問するのは細心の注意を要したし、the Commonsはthe Lordsからの賛同無く敢えてこの様なことをしようとは思わなかった。王がParliamentごと解散する手に打って出る危険が常に存在したし、他の欧州諸侯のようにabsolute monarchy（絶対王政）へと踏み出す危険もあった。

当初、the Commonsは密かに問題にapproachした。即ち、王のお気に入りの中のお気に入りの尻馬に乗ったのだ。1621年、彼らはSir Giles Mompessonを攻撃した。Sir Giles Mompesson は、James I’s chief favoriteであるthe Marquis (later Duke) of Buckinghamの取り巻き連中の一人だ。Mompessonは、Buckinghamの影響力を利用して様々な独占権を獲得した。勿論、王はそんなことを認めたと思っていない。the Commonsは対Monpessonの策として、the Lordsの一員であるSir Edward Cokeの助言に従って、いにしえの弾劾方法を復活させた。即ち、the Commonsだけでは必要数の裁判官を確保できないので、終身刑の判決に賛同したthe House of Lordsの前にMonpessonを連れ出したのだ。Monpessonは、這這の体で大陸へと逃げ出すしかなかった。[[36]](#footnote-36)

成功裏に終わったとはいえ、the Commonsは政界の大物達に従っただけであり、しかもJames Iの法廷は汚職や買収の大物達に満ちていた。当時のthe lord chancellorであったFrancis Baconは、Monpessonや他の独占権者の訴追の陰に隠れていたが、共謀して王をmisleadした者の一人であると思われた。The House of Commonsが捜査を始めると、Baconが自身のCourt of Chancery（個室法廷）の場で賄賂を受けとったとの目撃証言が得られた。The Commonsは再びthe Lordsに助言を求めた。The Lordsは、該chancellorが不可避的にguiltyだと認めた。王は彼を罷免せざるを得なくなった[[37]](#footnote-37)。この経験はthe Commonsにとってとても満足のいくものだった。もしこれが宮廷廷臣にけしかけられて行ったものだとしたら、the Commonsは自ら告訴しようとはせず、過剰な権力を握った臣下を諫める貴重な経験を決して得られなかっただろう。

この五年後、王権を継いだCharles Iは、the Duke of Buckinghamを大きな権力を持つ幾つものminister（大臣）に任じた。これをthe Commonsは不快に感じた。実際これはthe kingdomの存在を危うくした。the Commonsはこの全要職様（Lord High Everything）を尋問する準備を始めた。弾劾の手続きを全て終え告発文を作成した1626年６月、Charles Iは、Parliamentを解散し彼を救う手に出た[[38]](#footnote-38)。1628年、再会したthe Commonsは何よりも先ずthe Petition of Right（権利の請願）を書き上げ、今一度Buckinghamを射程にとらえ直した。

この弾劾は失敗に終わったが、the Commonsは王国の一大不始末の全てを王に伝える抗議を、the Petition of Right（権利の請願）の中に準備した。「貴方（王）はご存じないこと、または、上辺は見事な口実の下に悪巧みを隠して貴方の大臣達がしてのけたこと」の全てを王に伝える抗議を準備した。このlistは長大なものになった。それは、宗教における改変、政府における改変、陸軍海軍における機能不全などに触れた後、最後に、これら全てのtroublesの元はthe Duke of Buckinghamにあると指摘した[[39]](#footnote-39)。この文書に先立って為されたdebateでCokeはきっぱりと責め立てた。曰く「the Duke of Buckinghamこそこれら全ての悲惨の元凶です。このことを王に知って頂かないことには、私達は名誉ある退席も名誉ある出席も決してしないでしょう。彼のものは不満の種の中の不満の種（the grievance of grievances）なのです[[40]](#footnote-40)。」この叫びを更に他のmembersが引き継いだ。「彼のものは臣下にしては尊大すぎます」「まるで自分が王の息子であるかのように」振る舞いますと責め立てた。Seldenは「王の下にあるものは誰もこの様な強大なpowerを持つべきではありません[[41]](#footnote-41)」と陳べた。抗議の案文が出来る前に既にthe Commonsはこの論調で結論づけた。即ち「the Duke of Buckinghamが持つ過剰なpowerとその濫用（abuse）が、王と王国に対する悪と災いの主な原因である[[42]](#footnote-42)」と。the Petition of Right（権利の請願）に次いでこの抗議を受けた王は、苛立ちを隠そうともしなかった。一週間後、王はParliamentを休会にした。その後the Commonsが再開される前に、彼のものは何者かによって暗殺され、権利の請願の芽は大きく損なわれた。

もしBuckinghamが生きながらえていたなら、この対立がどの様に進展していったのか誰も知る由もないが、一つ明らかなのは、the Commonsは王の権威を孤立させ、王の最強臣下の力を削ぎParliamentを通じてcontrol出来るlevelにまで落とし込む事が出来ていたこと。神授王権を壁の中に封じ込め全臣下を本来の場所、即ちそれぞれの持ち場に当たらせることができていたはずだ。実際、the Commonsの筋書きで事が進んでいた間は、Parliamentの満足が得られない限り王が権威を代表する権利（right）は否定され続けていた。王はdivine right（神授正当性）を持ち説明責任を免れるが、王が王の代行者として任命する者達は、王の神性もそれに付随する説明不要性も分け与えられていなかったからだ。王のagentsはthe Commonsにとって同列の臣下でしかない。従って該agentが王の名の下に何かを行おうとするならば、自らの存亡をかけて行う必要があった。王の合意無くしてthe Commonsの攻めの手は成り立たなかったとの指摘があるが、ならば同時に、覚悟を決めたthe Commonsを前にして王は合意を得られたのかを問わなければならないだろう。神の副官といえども、ungodly（神性を持たない）とthe Commonsがみなす者達に、永遠に指図し続けることは出来ない。

Charles Iが不運だったのは、彼がgame終了とすればgameに勝てると考えていたことだ。彼がParliamentを休会にした1629年以降、実に11年間も彼はParliamentを召集せず権力を独占した。その間、幾人かの該membersは彼を褒め殺す算段を色々と考えていたにちがいない。なぜならCharles IがEnglish churchをRoman Catholicに近づけようと画策していると思われたからだ。カルヴァン派の政治思想家達は、an erring ruler （道を踏み外した支配者）をcorrect（神に対して正しい者に）するべしとのthe God-given responsibility（神からの呼びかけに応える責任）を、on minor magistrates or even on the people（地方判事や更にthe peopleに）課したが、the more Puritanical（多くの清教徒達）はこれを重く受けとめていた。この様な不穏な状況のさなか、1639年にスコットランドの反乱に敗れ、その賠償金捻出に窮したCharles Iは1640年11月、the Long Parliament（長期議会）と呼ばれることになる国会を召集せざるを得なくなった。直ぐにthe Commonsは慣れ親しんだ仕事を再開した。即ち、臣下には相応しくない高みへと踏み出した者達を引き落としにかかった。王に近い者達はほぼ全て容疑者と思われた。the Earl of Strafford, Archbishop Laud, Chief Justice Finch, the judges of the King’s Bench, そして司教達ほとんどが疑わしかった。告発内容は依然と同じだった。Straffordは「玉座（the Throne）に登り」「己を王権者（Regall power）とみなし」て「己をSovereigntyと同等者に」しようとした[[43]](#footnote-43)。Archbishop（大司教）Laudはもっと悪かった。「彼は王以上の者になろうとし、王の玉座を自分の足載せ台にしようとした[[44]](#footnote-44)」。彼に付き従った司教達はthe monarch（君主権）をもてあそび「王冠に手を触れた[[45]](#footnote-45)」。the judges of the King’s Benchは「不遜な大望[[46]](#footnote-46)」の咎でguiltyだった。彼らは皆、臣下の水準を越えた高みへと自分を引き上げようとしたのだから、guilty of high treason（君主への大逆で有罪）だった。

王自身は責め無しであらねばならなかったから、the Commonsのmembersは、以前と同様に王の完全性について趣向を色々に変えて陳べ始めた。当然、the Commonsの餌食となった者達はそれぞれ、王の是認があったことだと嘆願した。それら嘆願をthe Commonsはan aggravation of the offense（違反の深刻化）と見なしていった。曰く、王の役人達は皆「the King にfaithfull counsell（信仰心厚き助言）を与える者でなければならない。それをおろそかにした上で何かlawに背く事をせよとの王からの指示に従ったのだとすれば、その者のguilt and punishment（罪科）は深まりこそすれ弱まることは決してない[[47]](#footnote-47)。」即ち、an illegal actの是認を王から得るということは、力を持ちすぎた臣下（an overmighty subject）が王の神性の盾の裏に己の邪心を隠そうとしているのであり、当然、神の副官が負うべき責めを引き受けるということなのだ。

1629年に潰えたかに見えたParliamentary politicsをthe Commonsはスンナリと再開できた一方で、やはりこんなおかしな事（a charade）は長続きしなかった。神授王権とそれへの臣下の服従というfictionsは歪みきってしまった。王だけのせいではなくthe Commonsのせいで歪みきってしまった。他の臣下達の勢力を削ごうとした初期の段階において既にthe Commonsは臣下らしからぬ高みへと十分に登っていた。王の権威は不可譲不可奪であり他に分け与えることはできないと言い張れば、それを自分達のために使うことが出来ると分かったからだ。ministerial responsibility to Parliament【齋藤補遺：議院内閣制における閣僚責任。閣僚は議会の意向と齟齬があってはならないという考え方】へとその後150年かけて進む道に、彼らは既に1628年において事実上ついたと言える。Phelipsはthe Commonsに諭した。「両院議会をその様に使うということは、私達（the Commons）の助言をmoneyに変えるのに等しい。…だから王が、私達から王への助言を両院議会からの助言ほどには重視していないときには、私達は決して栄光に輝くことはない[[48]](#footnote-48)。」そこでSeldenは、権利の請願にこうつけ加えようと進言した。「王の大臣達【齋藤補遺：貴族院（the Lords）出身の閣僚】は皆、議会の最高法廷と反対の意向をもって王に仕えなければならない[[49]](#footnote-49)」と。こう言ってのけるほどまでに王の心に登りつめたことによって、the Commonsは王位を射程にとらえてしまった。

1628年1629年の段階では彼らは王位を射程にとらえる以上のことはしなかった。流石にSeldenの提案を採用することはなかったし、王の権威に挑もうなどとは思っていなかった。しかしながら視界から王位を除くこともしなかった。王の臣下の多くが王権を分けてもらおうとつけ狙っていたし、その様なやからを突き落としていくなかで、the Commonsは今まで以上に王権に手が届くところへ来てしまっていた。1640年、the Commonsが10年の休会の後に再開にこぎ着けた頃、この状況は急展開を見せた。それは懲らしめるべき敵対者が多く見つかるからだけでなく、王がthe Commonsを疎んじている数年間、王の取り巻き連中が王の権威を色あせたものにしその神性を希薄にしたからだ。The “visible God”はthe true Godとほど遠いものに徐々になっていった。王のbody naturalはbody politicに背くようになった。1640年11月Westminsterに召集された面々は恭順の動議を提出してはいる。王への崇敬を繰り返し表し、悪意に満ちた助言者達に怒りを集中するが、その恭謙は見せかけであり、容赦ない言葉を王に浴びせかけるのだった。Strafford伯爵位叙階式の前に、the Triennial Actが提出され王は承認せざるを得なかった。これにより国会は定期的に開催されるようになった。王が召集しようがしまいが3年毎に少なくとも50日間、国会が開催されることになった。Lord Digby、彼は後にStrafford伯爵位剥奪に反対票を投じ王の側にすり寄るのだが、the Triennial Actのthe strongest supportersの一人であり支持理由をこう述べた。「*ill Ministers*.を善導し善人のままでいてもらう方策を講じないで、ただ罰し一掃するのは[[50]](#footnote-50)」no goodだからだ、と。

Parliament（国会）承認無しでの王による支配を禁じるのは、ministersを善導する方策の一つだった。しかし、Parliamentがそうするための弾劾制度は使い勝手が良くなかった。The Scottish Estates（齋藤補遺：スコットランドの貴族院議会）は、1641年9月、そうするためのより良い方法を示した。それは、スコットランド貴族院議会からのthe “advice and approbation”（忠告と称賛）を与えるScottish counsellors選出の際、王の賛同を必要とするというもの。一ヶ月後、英国議会（the English Parliament）は同じideaの審議に入った。それは強く支持された。曰く「そうなれば、私達the Commonsが当該the great Officers of the Kingつまり王のCouncellorsに否定的意見を示すなら、このParliamentへの影響を皆無に出来る。即ち、この者を通じて王の権威を捕虜に出来る[[51]](#footnote-51)。」しかも、もし王が捕虜となったとしてもそれはthe Commonsの捕虜に限られる。the Commons membersは賛成十分でこのGrand Remonstrance of December 1を結審し、parliamentary approval of counsellorsを要求することになった[[52]](#footnote-52)。

Grand Remonstrance（大抗議文）は、その帰結であるthe ministerial responsibility（閣僚責任制）に直ぐに結びつくことはなかったが、the politics of divine right（神授権による政治）の終焉が近いことの徴候だった。反対意見を持つSir Edward Dering曰く「このRemonstranceについて最初に耳にしたとき…悪意に満ちた助言者達の危険な忠告が王を代表する意見となってしまうと私は危惧し…この抗議を*downward*に伝えようとは、即ちこの話をthe *People*に教えようなどとは夢にも思いませんでした。王にはa third Person【齋藤補遺：キリスト教の三位一体教義における第三位格、聖霊、the Holy Spirit】についてお話ししようと思いました[[53]](#footnote-53)。」しかしこの抗議こそ、王を褒め殺した帰結だった。即ち他の者が王座に登ることを妨害し続けた事によってthe Commonsは、王の臣下ではなくrivalsとして王と闘う地位にまで自分達を高めてしまったのだ。しかもこの種の争いは古いground rulesの下では成立しない。究極的には、divine sanction（神による強制力）を、王からhis people and their representatives（王の支配下にあった人々とその代表者達）に移さざるを得なくなった。

神授王権はfictionに過ぎない。しかもこれはthe Commonsによって懐柔されたことによって、のちのちthe sovereignty of the peopleという別のfictionに置き換えられる道を歩み始めた。この二つのfictionは両極端にある様に見えるが、吟味すれば実は緊密にlinkしあっていることが分かる。the king’s divine rightを受け入れつつもその権威は単一で不可分であると主張することによってthe Commonsは、自分達が決めるterms（細目条項）無しではこの権威が機能しないようにする早道をつかんだ。彼らは、誉めそやすことで王を破滅させ、力をつけた臣下をhumble（謙虚）にすることでthe humble（謙虚な人々）の台頭に道を開いた。即ち、全ての人は平等でありgovernmentsの権限はgovernする対象者達から導き出されるという世界の、新たなfictionへ道を開いたのだ。確かに、当時Westminster議事堂に座っていた者達はそんなことは夢想だにせず王の完全性を称賛していたのだろう。しかしWhiggish tricks【勝ち筋を前もって知った者が必ずしも歴史の勝者になるのではない、とするホイッグ史観の仕掛け】を歴史が操る例は、なにも彼らが最初だったわけではない。

## 2．The Enigma of Representation

　神授王権を置き換えたfiction【即ちthe peopleの主権】は私達の時代のfictionであり、私達にとってはちっともfictionalには感じられない。ゲッチスバーグでのLincolnの献辞にある“government of the people, by the people, and for the people”を攻撃するのは余程のひねくれ者だけだ。なるほど厳密に考えれば、all governments はthe peopleのものでありthe peopleのためにあると公言されても、字義通りthe peopleによって運営されることはない。それでも、fictionでしかないはずのthe sovereignty of the peopleが今までずっと機能してきたことも確かだ。少なくも米国英国ではそれはこの三世紀の間機能し続けている。即ち、the manyのものである governmentを the few が司（つかさど）ることをjustifyし、the manyがこのgovernmentに和睦することを促した。抜群の安定性を示し、神授権に拘泥する信奉者達に引導を渡した。政治的社会的な変化を起こす原動力となり、私達の社会制度にcloser proximity to its propositions（様々な意見をより近傍で捉えること）をもたらした。

　私達の意見（propositions）は様々であり単純ではない。しかしそれらは全て何らかの形で、the peopleの権力、権威、権利（the power, the authority, and the rights）はgovernmentの上位にあることを肯定しつつ、the peopleによる権威付けを引き替えにしてgovernmentに権力、権威、命令を下す権限（the power, authority, and prerogatives）を与え続けている。即ちthe peopleはthe governedであり且つ、少なくもfictionallyには、the governorsでもある。つまり、subjects且つrulersだ。この様な二律背反はどの様にして受け入れられたのか。即ちa governing eliteの間でそしてgovernされるthe peopleの間で、どの様に受け入れられたのか。これは理論的には不可解だが歴史的には説明可能だ。この説明には私達の関心を、17世紀英国の王に挑むthe Parliamentの時代から、1787年に米国憲法を導き出すthe convention（十三州代表者会議、仮国会）への道のりに至らせる必要がある。しかし先ずは、the central enigma（謎の中心）にあるpopular sovereignty（the peopleの主権）を詳しく見てみよう。紛れもなく最大の二律背反を具現するこの社会制度について見てみよう。

　Representation in England（英国における代議員制）は、the peopleの主権が考え出されrepresentative government（代議政府）が始まる前に開始された。それは、王による統治（the king’s government）を確実なものとし促進することを目的にして、人々の同意を得る一つの様式として13世紀に始まった。王は代議員達（representatives）を各市各区（counties and boroughs）から召集し、国会（his Parliament）に代理権（powers of attorney）を持たせ、代議員達を送り込んだ有権者達（their constituents）が様々な税や法律に同意するようにまとめ上げた。この代理権は完備性を持っていると見なされ［*plena pot est as*］、従って代議員は地元に返って有権者達と相談することが出来ないとされた。代議員が国会で与える同意は、地元有権者達があたかも本人達が直接に（in person[[54]](#footnote-54)）参加して同意したものと同等であるとして扱われた。当初からこの”As if” Representationはそれ自体a fictionだった。即ち、代議員がひとたび同意したことは、その者を送り出した有権者達（his constituents）が同意したことであり、四の五の言うことは許されなかった。

　臣下達が構成する様々なgroupに、それぞれ一人の代議員で代理できることにしろと納得させるのは、取り付く島もないほど無理な相談かというとそうでもない。元々は、或る代議員の同意は、その者を特にempowerした個人達の名の下にのみ有効なのであり、同じcommunityに属していてもその者をempowerしていない個人達なら、その代議員のactionsに縛られないでいることが出来たからだ。確かに最初の英国国会の記録にはこの様なことはdiscloseされていないが、北米大陸に設けた英国植民地Marylandで1630年代に召集された初期のrepresentative assemblies（代議員集会）の様子はうかがい知ることができる。その頃王Charles Iは本国英国ではrepresentative assemblyを開かなくなっていたが、America植民地創設権限を与えた者にまで王のgoverningの手を伸ばすことは流石に出来なかった。王が友人のLord Baltimoreに与えたcharter（許可状）により、Baltimoreはlaws for Marylandを定めるpowerを持つことが出来たが、そうするにはそこに居住する非奴隷達［free men［*liberi homines*］］の同意が必要だった。[[55]](#footnote-55)

　Baltimoreはa governorを自分のauthorityの代理人に選んだ。植民地居住者が到着すると早速このgovernorはその中の非奴隷と分かる者達を召集し先述したように幾つものlawsの同意を取り付けた。この最初の召集集会の記録は残っていないし、どの位多くのpersons【非奴隷達】が参加したのかも分からない。しかしながらこれに続く1638年の召集集会の記録によれば、非奴隷達の幾人かは代理でなく直接に（in person）参加している一方で、他の者達は代議員を選んでその者に、その者の投票権（vote）のほかに彼を代理に選んだ者達全ての投票権（votes）をentitleした。この代議員は、彼を特に個人的にempowerしたのでない者を一切representしない。しかも、心変わりは人間の常（つね）だから、この代議員を選んだ者は代議員の投票権代行を無効にして、直接に（in person）参加し直すこともできた。この召集集会二日目の記録にはこうある。「John LangfordがKent countyの或るgentlemanの代理（the He）として参加･･･Robert Philpottをthe isle of Handに住む非奴隷達, gentlemenを代表するBurgesses（代議士達）の一人に選ぶ投票において賛成票を投じたが、【Kent countyのそのgentlemanは】この代理投票を無効にしてこのAssemblyに直接に（personally）参加したいと要求してきた。要求受理。」あるいは、要求があれば代理権（proxy）を移譲することも出来た。しかも会期が始まった後でも或る人から次の人へと移譲できた。記録にはこうある。「Richard Lustheadは、[Richard Gannettに与えた]代理権を無効にしたいと言ってきた。要求受理。改めてRobert Clarkにproxy（代理権）を設定。」これらの記録からは、代議員選挙は隣近所範囲で行われたこと、可決側に反対票を代議員が投じてしまった場合、この代議員を送り出したconstituentはこの代議員を代表として認め続ける必要がないこと、これらが分かる。故に、【カトリック教徒であり、自身の子孫に[Bishop of Boston](https://en.wikipedia.org/wiki/Roman_Catholic_Archdiocese_of_Boston) from 1825 until his death in 1846を務めた[Benedict Joseph Fenwick](https://en.wikipedia.org/wiki/Benedict_Joseph_Fenwick)がいるほど熱心なカトリックである】Cuthbert Fenwick【1614-1655】は召集集会に参加して、「St. Mary countyの代議士選挙に同意しない票を投じ、認められた」[[56]](#footnote-56)のだ。【訳補遺：[この資料](https://books.google.co.jp/books?id=HqYNe2lzp7EC&pg=PA382&lpg=PA382&dq=St.+Mary%E2%80%99s+burgesses&source=bl&ots=Dvv0VLVFEu&sig=VlookG9KlNLYUy46B7YBwIr3p7w&hl=ja&sa=X&ved=0ahUKEwjd8JKnjv3RAhWCerwKHePcAMQQ6AEIPjAE#v=onepage&q=St.%20Mary%E2%80%99s%20burgesses&f=false)から分かるが、プロテスタントが多く住むKent countyとカトリックが多く住むSt. Mary countyには、代議員の人数に大きな差があった。Kent countyに住むfreemenは一人あたり一人、二人、三人のburgessesを送り出すことが出来たが、St. Mary countyに住むfreemenは百人あたり一人のburgessしか送り出せなかった。これに不服を感じてCuthbert FenwickはSt. Mary countyにおける代議士選挙に同意しない票を投じた。当然、この選挙は無効にならないと可決されたが、St. Mary countyの有権者達（constituents）はプロテスタントの不興を買う事は無かった。なぜなら、可決側に反対票を代議員が投じても代議員を送り出したconstituentsはこの代議員を代表として認め続ける必要がない、からだ。】

　politicallyに奇妙に感じられる事態も生じた。即ち召集集会に、或るfreemanは自らの投票権のみを以て参加する一方、別のfreemanは自らの投票権に加えて、代理する者達全ての投票権を以て参加することが出来た。或る時たまたま、Giles Brentという野心的politicianが、召集集会の多数派をconstitute（構成）するのに十分なproxies (seventy-three)をたった一人で持ってしまう事態が生じた。ただ、1640年代の米assemblyは徐々に厳密な代議体（representative body）へと収斂しつつあった。即ち、米植民地内各communityは、majority ruleに従って、community全体を代表する一人の代議員を選ばなければならない。つまり代議員は、自分に反対票を投じた少数派free menをも代表しなければならない。しかも、代表するcommunityのsizeの大小にかかわらず、代議員はassemblyにおいてたったの一票しか投じられない、という厳密なものに収斂しつつあった。[[57]](#footnote-57)

　一方、英国での代議員制fictionは独自な展開を見せ、米植民地でのこの様な発展patternには従わなかった。英国で代議員制が始まった頃でさえ、地方にあるcommunityは、新創設米植民地内のcommunityよりも既に発展し力をつけていた。13世紀に英各州（the shire）のknightsを召集する最初のwrits（文書による命令）が発行されたが、この時ですら、knightsは自分*および*出身地の全communityを代表して［*pro se et tota communitate comitatus ilia*］同意する権限がempowerされていた[[58]](#footnote-58)。他方、Marylandの例により米植民地では、代議員は彼が代理する者達のagent（代行者）であるという元々の特徴［が維持されていたこと］が、生き生きと伝わってくる。

　英国であろうが米植民地内Marylandであろうがthe Anglo-American worldでは、代議員達がかつての役目であったmere proxies for individuals（個人達の単なる代理）を演じなくなると、彼らがrepresentするcommunityは地域的に定義されるようになっていった。即ち英国ではcounties or boroughs（郡または区）をrepresentするものに、また、Maryland and Virginiaではplantations or hundreds or countiesを、New Englandではtownsを、the Carolinasではparishes（キリスト教小教区）をrepresentするものになっていった。確かに、この様にfictionの意味を拡張することは可能かもしれない。即ち、一人が一人乃至数人の他人を代表するというものから、或る地域的community全体を、例えそのcommunity内にその代議員を特に権威付けしていない者がいたとしても、その代議員が代表する、と意味を拡張することは可能かもしれない。単純に、少なくとも英国やAmericaでは、communityは地域的にdefineされていった。それは、米植民地ではthe Isle of Kentでありthe borough of St. Mary’sである一方、英国ではShropshire or Staffordshire, Norwich or Bristolであり、決して、the worshipful company of grocers or cordwainers（野菜商や皮革職人の名誉組合）でも、the tobacco farmers’ union（タバコ農家の組合）でもthe association of ship owners（船主団体）でもなかった。18世紀19世紀における代議員制というfictionは、様々な社会的経済的“interests”に政治的発言権を持たせるものだったとして、しばしば説明され擁護されてきたが、米英における代議員制が、地域的に定義されるcommunity以外のものを基礎にしたことは実効的には一度も無かった。

　前章で論じたことから、英House of Commonsが17世紀にrepresentしていた地域的interest以外のものとして、the interest of England’s gentryを挙げることが可能と思うかもしれない。出自や富がthe House of Lordsの一員となるには十分でないが、彼らが政府の存在にとって無くてはならないと王やその臣下達に思わせるには十分な者達。しかしながら彼らは、単にgentlemenとしてあるいはrepresentatives of gentlemenとして政治に加わっていたのではない。地元内外での彼らがどの様なpowerを持とうが、彼らは階級でなく地域（localities）のrepresentativesとしてWestminsterに議席を得ていた。

　また、地域内の何らかのcommunitiesがrepresentationのために選考されたのでもない。communitiesに属するthe peopleはその様なことを望まなかった。そもそもrepresentationは上から命じられたobligation（義務）として始まった。そして何年もの間、特に16世紀において、王や女王がこの義務を拡大し新たなboroughs（区）に代議員をassignしていった。それは、その住民達が望んだことではなく、powerfully connected country gentlemenがthe monarch（王政）に望んだことだった。彼らは、新たなboroughs（区）に参政権を与えた方がその選挙をcontrolしやすくなると踏んだのだ。結果、多数の小communitiesがrepresentationを得る一方、大communitiesは無視された。17世紀に入るまでにthe House of Commonsのmembers 462人［16世紀の初めそれは296人だった］の大半はcountry gentlemenで占められるようになった。しかも選んでくれたboroughs（区）に実際は住んでいない者がほとんどだった[[59]](#footnote-59)。

　同様にa county or boroughの代議員選出投票に関わる人数は、頼んだのでもないのに拡大していった。1430年の制定法によればcounty members選挙投票権は、不動産自由保有権（a freehold in land）を有しその地代または農産物によって年40 shillings以上を稼ぐ成人男性に限られていた。当時の40 shillingsは大金だったが、17世紀までにinflationによってその価値が下がり、結果、恐らく成人男性の五分の一がcounties参政権を持つようになった。投票は選挙区毎の慣例に従って行われたため、地域によって異なる方法をとった。或る所では事実上全ての非奴隷男性住民が投票権を持ったし、また或る所では当該boroughが運営するgoverning corporationのmembersに投票権が限られた。そしてthe House of Commonsが選挙紛争解決に乗り出した17世紀には、投票権は一気に拡大した。なぜならば、その様な紛争は通常、野心的な候補が無資格投票人達を投票所に送り込み、敵対候補を打ち負かした時に起きたし、あくどいその候補がthe House of Commons多数派にとって都合が良ければ、the Houseはその候補の当選を宣言し、そのborough（区）の投票権はその後大幅に拡大されることになったからだ[[60]](#footnote-60)。

　この様にthe House of Commonsの構成比は、王によるassigning representationで大部分が決定された後、the Commonsそのものが選挙紛争解決することによって決められた。しかし王もCommonsも、representationのlegal basisを地理以外のものに求めようとはしなかった。即ちそのmembersは確かに狭い社会階層から選ばれたが、counties and boroughsの代議員に留まっていた。投票多数により該county or boroughの代議員として選ばれたとa government officerから承認されない限り、gentlemanであっても誰もthe House of Commonsに加わることは出来なかった。また、該county or boroughには、投票権あるなしに関わらず、域内に住む王の臣下全員が含まれると考えられた。

　the House of Commonsにおいて代議員は皆、地理的属性を持っていた。だがそれは各gentryが国会において議席を獲得する方法が招いた歴史的偶然に過ぎないと言える。それでも、representationのこの地理的属性は17世紀までにrepresentationの不可欠な要素となっていった。それはちょうどthe English governmentにとってrepresentationが不可欠な要素となったのと機を同じくしていた。ここで再度、米植民地に渡ったEnglishmenの行動の或る具体例からこの点について説明してみよう。Massachusetts植民地はthe Massachusetts Bay Companyというtrading companyによって創設された。“freemen”（非奴隷）に限定されたそのstockholders（持分所有者達）は、年四回“General Court”（総会）を開催して、a governorと18人の“assistants”からなるこのCompanyの職員（officials）を選出し、このCompanyと植民地に関するlaws（法律）を制定する権限を【王から】与えられていた。即ちこのCompanyには先述のLord Baltimore in Marylandの様なpowerが与えられ、自分達に都合の良い法律を住人の同意を必要とせずに制定してgovernすることが出来た。このCompanyは1629年、総会開催地を植民地に移すことを多数決によって決定した。当初、植民地まで渡航したfreemen (stockholders)は僅かであり、このことが、all orthodox male（女子禁制）Puritan教会membersにこの階層を明け渡す原因となった。当然ながらこの動きには、stockholders（持分所有者達）が持っていたlegislative authority（立法権限）を選出されたgovernor and assistantsへ移譲することも含まれた。[[61]](#footnote-61)

【王が与えたこのcorporate】charterは、この様なfreemen’s legislative power委任をauthorizeしたものではなかった。また、Company members（出資者達）ではない者達に、Companyが策定する法律により擁護される何らかのright（権利）を与えるものでもなかった。そうしたなか1632年にthe Massachusetts Bay Companyのassistantsが新たに任ぜられたlegislative capacityに則り或るtaxを徴税しようとした所、Watertownに住むthe peopleが、このgovernmentは「the peopleの同意無しに法律を策定し税を上げる」権限は持っていないとの理由で納税を拒否した。これに対しGovernor John Winthropは、これらassistantsはfreemenによって選出されたのだから英国でのParliament（国会）の様に事を行って良いはずだと説明した。[[62]](#footnote-62)

　この説明でしばらくはWatertownに住むthe peopleは納得したかに見えた。しかしながら、これらassistantsは大勢の中から選出されたのでもなく特定のdistricts or townsをrepresentするものでもない。一種のParliamentだとはとても言えなかった。この事実は直ぐに皆の知る所となり、二ヶ月後Winthropは「次回総会に向けて各townは二人ずつ代表を選出し、a public stock（公共備蓄）を増やす事に関しthe governour and assistantsに助言を与え、同意したことに皆がしばられるようにすべし。」[[63]](#footnote-63)と記した。しかし二年後、それらtownsのfreemenはassistantsが持つlegislative powerさえも無効とし、全ての法律はthe General Court、それも各townのfreemenにより選出されたrepresentatives (“deputies”)も含まれるthe General Courtにより策定される[[64]](#footnote-64)と主張した。non-freemenは未だに選挙に参加できなかったが、それはEnglishmenの大部分が国会members選出投票から除外されていたのと同じであり、このfictionの有効性を損なうほどの瑕疵だとは思われなかった。必要なのは老若男女を問わず代議員選出に参加できることではなく、地理的communityからの選出であると感じられることだった。即ち、代議員は或る特定地域のthe peopleをrepresentするものでなければならない。つまり、代議員は自分のlocal identificationを失うと同時に代議員ではなくなる。こうしてa representative assemblyが*assemble*される*（部品が集められて組み立てられる）*準備が整った。それは全体の各部から（from the parts of the whole）構成されなければならない。換言すればthe fiction of representationは、全投票者による全体選挙によってall legislators（数陳立法者の全て）が選ばれるならば、崩壊する。それは、1630年代のMassachusetts Bayの様に極めて小さな社会においても同じ事が言える。representationの地域的属性はEnglandに始まったときと同様にEngland’s coloniesにも出現した。そしてこれは今日もなお、このfictionに信頼性を与えるものとして欠くことが出来ないものであり続けている。[[65]](#footnote-65)

　代議員は何らかのlocalityにattached（随伴）されたものでなければならない。この条件に密にlinkして、代議員はgovernmentに従うsubjectであると見なされた。従ってこの条件も既に代議員に必要なものとして認識されていた。即ち、他のsubjects（governmentに従う者達）をrepresentする者は自身も一人のsubject（governmentに従う者）であらねばならない。ところがthe Massachusetts assistantsは、毎年選出されはするが、the governedと壁一つ隔てた側にいた。彼らが強制力を持たせた法律に彼ら自身もしばられるが、彼らはやはりrulersであってruledの側にはいない。それはちょうど、王と王が任用したcouncilが法（law）にしばられはするがrulersであってruledの側にはいないのと同じだ。王とcouncil、governorと assistants、これらは皆全社会に対し権限を行使する。他方、代議員（representatives）は、これらrulersが命ずることに対して特定のcounties or towns or districtsを代表して承認を与える乃至差し控えるために存在する。この違いは当初から確かにそうハッキリしたものではなかったが、representationというfictionにとって不可欠の構成要素であり続けていたし、governmentとはそういうものであるとpeopleは考えていた。例えばMassachusettsの牧師であったJohn Cottonは、決して蒙昧ではなかったが、rulersとruledを一緒くたにしたpolitical system、即ちdemocracy【大衆（demo）によるgoverning】、が言葉の矛盾（a contradiction in terms）だと考えていた。彼は疑問を持った。「もしthe peopleがgovernorsだというならば、いったい誰がgovernedなのだ？」[[66]](#footnote-66)　彼の見解もJohn Winthropの見解も、the representatives of the people即ち1634年以降the Massachusetts General Courtに様々なtownsが送り込んだ代表団員達（deputies）は、彼らを選出したthe peopleの単なる置き換えにすぎないというものだった[[67]](#footnote-67)。それはちょうど、王が国会に代議員達を召集した当初の目的が、王と王の枢密院と他の有力者達が各の選挙区有権者達（their local constituents）に課すと提案した税と法律に、彼らを一網打尽に従わせることだったのと似ている。選出されたknightsや代議士が与えた承認（consent）は、彼らがrepresentする特定地域による承認だとされた。また正にこの承認という行為そのものが、彼らがsubjects（governmentに従う者達）であることを如実に示している。

　もしもrepresentativesが本当にただのsubjectsでありまたそうあり続けていたならば、またもしもgovernmentの一部を成していると全く言えずconstituents（有権者達）のただのagentsでありgovernment権威が定める施策に有権者達の代わりに承認を与える権限しか与えられていなかったとするならば、the fiction of representationはもっとスンナリと歴史の中に受け入れられていたことだろう。また、当初から長らくただのsubjectsの集まりであるふりを続けた英国the House of Commonsも、英国中の様々なcommunities of subjectsをrepresentし続けることができただろう。実際1677年の時点でもa member of the House of Commonsは、「私達はgovernmentの一部だなんて思っていません。そうなったらgovernmentのmonarchyが無くなってしまいます[[68]](#footnote-68)。」と発言していた。この考えは十分に受け入れられていて、governmentの命令を拒む必要性を誰も感じなかった。ただ、この頃までにはやや古めかしくなった考え方ではあった。即ちthe members of Parliamentがただのsubjectsの様な振る舞いを止めて大分時間が経っていた。彼らは王と王のcouncilが示す施策に承認を与えるまたは差し控えるだけではもう満足できなくなっていた。かといって自分達の施策を打ち出すこともやはり叶わない彼らは、making governmental policy, making lawsはせず、ただ王に請願（petitions）を提出し続けた。[[69]](#footnote-69)

　米植民地のrepresentative assembliesも似たような状況だった。即ちほぼ最初からgovernmentの主導権を握っていた。例えばMarylandのfreemen and their proxiesは、まだrepresentationが全展開する前、Lord Baltimore or his governorが移住制度を整える前、地役権と相続権の法律、穀類栽培、酒類販売、Indians交易の法律を自ら率先して提案していった[[70]](#footnote-70)。またMassachusettsでは1634年にthe General Courtがlegislative authorityを再開したが、疑いようもなくそのauthorityの一端をthe representativesが担っていた。それどころか、representativesが加わったthe General Courtは、この地のthe supreme judicial authorityをも持っていた。勿論Winthropは、各townのdeputiesがこのauthorityまで共有するのを拒み続けていた。彼らは単なるsubjectsであるはずだ、と。しかし彼らはthe right to sit in judgment on judicial mattersを要求し続け、それを押し通した[[71]](#footnote-71)。Virginiaでは、the Virginia CompanyのLondon在住者達がthe authority to make lawsを持っていた。しかしこのCompanyは1619年に植民地のa representative assemblyを召集した。このassemblyは一連の法律を提案しCompanyのapprovalを得た。これはAmericaのa representative assemblyによってenactされた最初の法律となった[[72]](#footnote-72)。

　各自のcommunitiesが属すより広い社会に施行する法律と政策を作り始めると同時にrepresentativesは、subjectsであることを止めたわけでは決してない。しかし、ただのsubjectsであることは止めた。同じ看板のままlocal communitiesのagentsであることは続けるが、ただのagentsであることを止めた。彼らが作る法律は彼ら自身のcommunitiesだけでなく王の植民地全体、the whole nation, the whole societyを法の縛りの下に置いてしまう。この様なlarger bodyの政策作りをする中で、各自のlocalitiesの要求と必要とは異なる項目も考慮せざるを得なくなった。王の権威を共有し、王の様に、近隣地域のことよりもthe nationのことを重視せざるを得なくなった。社会全体のwell-beingは、どの部分のそれとも異なるし、ましてや各部のそれらの合算とも異なる。権威を持つと主張しthe welfare of the wholeと思われるもの全てに考えを致そうとすれば、representativesは、subjectsとしての性格やlocal agentsとしての性格の幾ばくかを失い、権力者classの象徴を帯びるようにならざるをえなかった。

　論理的に考えてこれはrepresentationの意味の変更だが、この時代に即して考えれば逆説となるほどの変更ではなかった。representationには当初から、あるいはほぼ当初から利益相反があった。そもそもlocal communityが必要としたpowerは、そのrepresentativeに必然的に上位に立つ道を開拓させたし、local communityはそのrepresentativeに代理としてのfull power (*plena potestas*)を与えるべしと王が命じたため、代理の出した結論が如何に気にくわないものであっても住民達は我関せずでは済まなかった。それどころかcommunityを国会でrepresentするとして選出されたpersonsは、communityの意見集約を図るのでなく最初から同意を命ずるpower and prestigeを与えられた。a rulerではなくa subjectであるはずのrepresentativeの特徴はこの様に最初から疑わしいものだった。nonresident country gentryが議席を金で買い地域に密着した弱小高位者達を強引に追いやる不埒な手を使うようになった14世紀には早くも、representに付随するはずのlocalityは実効性がなくなっていた。1413年制度法には、representativeは選出地区の住人でなければならないと定められていたが、the House of Commons内のlawyersはこれを、選出地区の住人である必要は必ずしもないと即座に解釈し直した[[73]](#footnote-73)。具体的にあれこれと可否を投票する際に、あるいはどこかの地域に有利に働く立法を行う際に、representativeに自らの地域とのconnectionを維持するようにとの指示が出されたが、例えこの指示にハッキリと違反して投票したとしてもthe representative’s full power (*plena potestas*)故にそれは有効なものとされた[[74]](#footnote-74)。

　representativesが権威のマントを当然と思うようになるにつれて、representationというfictionは引き延ばされてlocal constituencies（地域有権者）との結びつきが弱まることに歯止めが掛からなくなった。この動きが始まった14世紀初めならばもしかすると、自分達はcollectivelyには王国全体をrepresentしていてそれは国会で決めたことにEnglishman全てが同意するために必要な一歩なのだと説明できたかもしれない。確かに、the English Parliamentがevery town or village communityからのrepresentativesで構成されたことは一度も無かった。つまり、county（郡）全てがrepresentativesを送り出していたが、それは、実際はその中の限られたboroughs（区）あるいはその時々に気まぐれに選ばれたboroughs（区）だけが許された、あるいは求められたことだった。しかし、1583年国会冒頭の辞（a truism）でSir Thomas Smithが「Englishman全てが国会にpresentするようentitleされているのであり…だからこそ国会での合意は、every mans consentだと見なされるのです[[75]](#footnote-75)」と発言したのも事実だ。

　この前提の下に、各representativesが彼を選んでくれたlocal communityでなく王国全体のthe peopleのためにspeak and actすべきだ、あるいは、することができる、という特殊なlogicを展開するのは可能だった。このlogicに長けたSir Edward Cokeは、ハッキリとこのideaを陳べた最初の人物。曰く「one particular county, or boroughから選出されたとしても、一旦議場に戻り議席に座ったならばrepresentativeは、王国全体つまりここへ来た目的、選挙アピールに書いてあるとおりgenerallのためにserveするのです[[76]](#footnote-76)。」a whole communityを一人が代表し、その一人の行動にcommunityがしばられるというのでさえfictionだったが、このfictionを敷衍してCokeは更に、一人がthe entire people of a countryを代表できる、しかもほとんど誰もその様な目的に彼を指名した者がいないなかでそうできる、という拡大解釈されたfictionを作り上げた。

　勿論この概念を表す古典的表現が登場するのは、後の18世紀にEdmund BurkeがBristolの選挙人達に、自分に課された唯一無二の責務は、the whole countryに最善と自分が判断することを行うために選挙人達の望みを傾聴すること[[77]](#footnote-77)、と説明したときだ。しかし先ほどのCokeの名言の中に既に、representation が representative governmentに変容する、これに極めて近い指摘が込められていることが分かる。Cokeがこう記した時分、representativesが他のsubjectsに対し何らかの権威を持つと主張したならその起源は王と考えて良かった。従って、representing the whole peopleからderiving authority from themまでの距離はほんの一歩だった。

　Englishmenはこの様な歩みを1640年代に続けても、各county or boroughがsovereignty【主権】を持つとは考えなかった。それは考えもつかないことだった。即ち単に王の権威を他に置き換えたいだけであり、それはEngland 全体に及ぶもののままだった。特定のcounties or boroughsが王の支配からの独立を宣言するなどもってのほか。ましてや1776年に王の米植民地にあるtowns or countiesが独立を宣言することなど思いもつかぬことだった。the people of every villageをa sovereign bodyだと考えることに最早何の論理的障壁もなかったはずだが、何故かそう思いつくことはなかった。sovereignty【主権】を宣言されたとしてもそれはcountry or colonyのpeople全体に対してであり、これではa bodyとして協議し行動するにはgroupが多くなりすぎた。the peopleのためのauthorityを主張してくれるのはrepresentativesだが、そうしたauthorityもa representative bodyが行使可能なものしかありえなかった。当時のsovereignty of the peopleは、それぞれrepresentativeを選出する個別のconstituenciesにあるとは言えず、the people at large【全体としてのthe people】にあるとしか言えなかった。

The sovereignty of the people was not said to reside in the particular constituencies that chose the representatives, it resided in the people at large and reached the representatives without the people at large doing anything to confer it.

Again, there would have been no logical barrier to having the people confer authority by a nation-wide election at large of any number of men to serve as rulers, but that is not what happened. What happened was that representatives elected by particular towns and counties assumed powers of government over a whole country and claimed that their powers came, not from the town or county that chose them, but from the sovereign people as a whole. And while it would have been logically possible for a national election to confer powers of government on any number of men, such a procedure would scarcely have suited the members of Parliament in their contest with the king. The people to whom they attributed supreme power were themselves fictional and could most usefully remain so, a mystical body, existing as a people only in the actions of the Parliament that claimed to act for them.

It would perhaps not be too much to say that representatives invented the sovereignty of the people in order to claim it for themselves -- in order to justify their own resistance, not the resistance of their constituents singly or collectively, to a formerly sovereign king. The sovereignty of the people was an instrument by which representatives raised themselves to the maximum distance above the particular set of people who chose them. In the name of *the* people they became all-powerful in government, shedding as much as possible the local, subject character that made them representatives of a particular set of people.

As much as possible. The English Revolution actually went awry when the Long Parliament became too long, when the representatives declined to return to their constituents for reelection or rejection. The representative’s national authoritarian character cannot be magnified to the point of eliminating entirely his character as a local subject without at the same time destroying the fiction of representation and putting an end to representative government. The conflict cannot be eliminated, it has to be muted and contained. One element may be emphasized over the other at different times and places, and the history of representative government may be read as a dialectical process in which one element rises or falls at the expense of the other. But if either is wholly missing representative government either ceases to be government or it ceases to be representative. When the local, subject character of the representative is emphasized too much, it becomes difficult to perceive him as a proper repository of the national authority with which the sovereign people have supposedly invested him. When his national function as ruler of the whole people is emphasized, he may lose credibility as the spokesman of other subjects in his local community. The fiction of representation has to sustain a continual strain from opposite directions.

The dimensions of the conflict have not always been apparent even to those engaged in it, but we may perceive it in operation at a slightly later stage in Algernon Sidney’s explanation of the representative’s national authority. “T’is not,” Sidney argued in the early 1680s,

for *Kent* or *Sussex, Lewis* or *Maidstone*, but for the whole Nation, that the Members chosen in those places are sent to serve in Parliament: and tho it be fit for them as Friends and Neighbours (so far as may be) to hearken to the opinions of the Electors, for the information of their Judgments, . . yet they are not strictly and properly obliged to give account of their actions to any, unless the whole body of the Nation for *which they serve*, and who are equally concerned in their resolutions, could be assembled. This being impracticable, the only punishment to which they are subject, if they betray their Trust, is scorn, infamy, hatred, and an assurance of being rejected, when they shall again seek the same honour.[[78]](#footnote-78)

Sidney here takes pains to distinguish the representative’s obligations to the whole nation from his obligations to the electors who choose him as their agent. Yet he relies on the electors to remove him if he betrays his trust. What trust? The trust reposed in him by Kent or Sussex, by Lewis or Maidstone? No, the trust reposed in him by the whole body of the nation, which cannot be assembled for removing him -- and by the same token was never assembled for entrusting him in the first place. If he betrays the trust so mysteriously placed in him, he is supposed to be subject to scorn, infamy, and hatred. But whose scorn, infamy, and hatred? Is it not likely that the man who wins scorn, infamy, and hatred from the rest of the nation may win praise, fame, and love in Kent or Sussex, in Lewis or Maidstone? And conversely the man who is faithful to his trust for the nation may win scorn, infamy, and hatred in Kent or Sussex, Lewis or Maidstone.

Sidney was not troubled by this contingency and would probably have responded to it, as he did to other objections, that while a representative assembly was not infallible, nevertheless “a house of commons composed of those who are best esteemed by their Neighbours in all the Towns and Counties of England” would at least be less “subject to error or corruption than such a man, woman or child as happens to be next in blood to the last King.”[[79]](#footnote-79) In the worst possible case, in other words, representative government will probably compare favorably with hereditary monarchy. A group of men popularly chosen, however strong their local attachments and whatever their weaknesses, are a safer repository of power than a hereditary king.

Because representative government rests on conflicting fictions or on a single fiction with glaring internal contradictions, it has often required such left-handed defenses. It is a *pis aller*, better than the alternatives. But Sidney’s ignoring of the possible conflict between local and national interests is a reminder that representative government, in order to work, in order to mute the conflict within the fiction, requires that the different communities represented be able and willing most of the time and on most issues to perceive their own local interests as being involved in, if not identical with, the interests of the larger society.

That perception was more easily sustained while the authority of government was derived from the king than it was when the representative body professed to derive it from the people at large. When authority came from the king, government was palpably something other, a force against which representatives protected their constituents or to whose actions they bound themselves and their constituents to acceptance. Representatives, like those they represented, could be thought of as acted upon rather than as actors. By the same token, those communities that did not send representatives to Parliament did not seem so sharply distinguished from those that did. They were all subjects of the same national government, and the representatives who protected the subjects in Lewis or Maidstone could be more easily thought of as protecting those in, say, Sheffield or Birmingham, from the same external authority.

Moreover, that authority itself was less likely to be swayed by any combination of local interests. A king might become a tyrant, pursuing his own interests rather than those of his subjects. But he was not as likely as the majority in a representative assembly to place the interests of particular parts of his realm above the interests of others or of the whole.[[80]](#footnote-80) Because the monarch was not likely to be geographically partial, there was less need than in popular governments for every community to have its own representatives to protect its special interests against those of other communities. Protection was needed rather against the more general danger of arbitrary government by the monarch, and this could be furnished by one set of representative subjects as effectively as by another.

Before representatives took over full command of government there was accordingly little agitation by excluded communities for inclusion in the representative body. The great expansion of representation in Parliament in the sixteenth century came, as we have seen, not because of demands by formerly excluded communities but because the rising and expanding gentry wanted seats in the House of Commons and because the king wanted them there. In the colonies, where the king’s authority was diluted by distance and representatives were correspondingly more powerful (in fact if not in theory), there was somewhat more concern about extending representation equitably. But even here, in Pennsylvania and in the southern colonies, where representation was most inequitable, there seems to have been little concern about the matter until shortly before the American Revolution.

When the king’s authority was removed, as it was in England during the Commonwealth period and in America after 1776, the conflict of local interests with the sovereignty of the people at large became much more acute. In a Parliament where representatives chosen by a handful of voters had total authority over communities that could not vote at all, there were immediate demands for a more rational and equitable way of exercising the newfound sovereignty of the people. A rational plan of parliamentary representation in England was in fact adopted in the Commonwealth period, only to be abandoned for nearly another two centuries after the restoration of the monarch in 1660. And in the independent American states after 1776 the apportionment of representation became a major concern, because particular communities and regions feared that without adequate representation they would not be adequately protected from their sovereign compatriots.

In this transformation, government remained, as it must, something other, something external to the local community, but that something was no longer a king. It was now the representative body itself, or at least the representatives of other localities, acting rather than acted upon, exercising an authority derived from a people who could not exercise it themselves. When the authority of representatives was thus magnified, their function as the agents of a subject population was necessarily diminished. With the fictional people suddenly supreme, actual people, as embodied in local communities, found their traditional rights and liberties in jeopardy from a representative body that recognized only a fictional superior. The members of a Parliament as agents of local communities had viewed themselves, and had often acted, as protectors of popular rights against the arbitrary actions of a higher authority. When the Parliament, or more especially the House of Commons, itself became the government, who was left to protect actual people from its arbitrary actions?

The king had claimed his authority from God, and God was known to rule the universe by laws, laws which had been drawn out into positive enactments that defined right and wrong and which it was the king’s duty to observe and enforce. The king could do no wrong. And if his government, misled by evil counsellors, did wrong, his High Court of Parliament could call it to account. But who could call Parliament to account when Parliament did wrong and there was no king? Was Parliament bound by its own laws? If Parliament made the laws, could Parliament not unmake them? *Quis custodiet ivsos custodes*? Was there any way that the people themselves, the whole people, the fictional people, could materialize and act apart from their representatives in order to protect themselves?

These questions have troubled the advocates of popular sovereignty from its inception to the present day. New answers, new devices to bring the facts toward the fiction are invented from time to time. America’s answers have been somewhat different from England’s. But the paths taken in both England and America were first laid out in seventeenth-century England when Parliament challenged the king and replaced divine right with the sovereignty of the people. If we would understand how our own fictions came into existence and continue to operate, we must return to the stormy years when English men and women first tried them out.

## 3．Inventing the Sovereign People

## 4．The People’s Two Bodies

## 5．The Cautious Revolution

## 6．Colonial Peoples

# Part Two – Useful Ambiguities

## 7．The People in Arms: The Invincible Yoeman

## 8．The People’s Choice: Elections and Electioneering

## 9．The People’s Voice: Instructions, Petitions, Associations

# Part Three – The American Way

## 10．The Incautious Revolution

## 11．Inventing an American People

### Epilogue: From Deference to Leadership

### Index

1. Ernst H. Kantorowicz, *The Kings Two Bodies: A Study in Mediaeval Political Theology* (Princeton, N.J., 1957). [↑](#footnote-ref-1)
2. C. H. Mcllwain, ed., *The Political Works of James I* (Cambridge, Mass., 1918), esp. xv-xciv; J. N. Figgis, *The Divine Right of Kings*, 2nd ed. (Cambridge, England, 1914; New York, 1965), esp. 66-106, 137-76. [↑](#footnote-ref-2)
3. The doctrine that the king could do no wrong had already become an accepted and essential legal fiction, serving technical legal as well as political functions, by the sixteenth century. W. S. Holdsworth, *A History of English Law*, 7th ed. (London 1956), III, 465-66. [↑](#footnote-ref-3)
4. Wallace Notestein, Frances H. Reif, and Hartley Simpson, eds., *Commons Debates* 1621 (New Haven, Conn., 1935), II, 15. [↑](#footnote-ref-4)
5. Elizabeth R. Foster, ed., *Proceedings in Parliament 1610* (New Haven, Conn., 1966), II, 89. [↑](#footnote-ref-5)
6. *Commons Debates* 1621, II, 464. [↑](#footnote-ref-6)
7. Wallace Notestein and Frances H. Reif, eds., *Commons Debates for 1629*. Research Publication of the University of Minnesota. Studies in the Social Sciences, No. 10 (Minneapolis, 1921), 253. [↑](#footnote-ref-7)
8. A classic statement of the older view was Wallace Notestein, *The Winning of the Initiative by the House of Commons* (London, 1924). The most comprehensive -- and most compelling -- statement of the new views is Conrad Russell, *Parliaments and English Politics 1621-1629* (Oxford, 1979). Earlier adumbrations may be found in Conrad Russell, “Parliamentary History in Perspective, 1604-1629,” *History* 61(1976), 1-27; Geoffrey Elton, “Studying the History of Parliament,” “The Stuart Century,” and “A High Road to Civil War?” *Studies in Tudor and Stuart Politics and Government* (Cambridge, England, 1974), II, 3-18, 155-82; A. M. Everitt, *The Community of Kent and the Great Rebellion, 1640-60* (Leicester, England, 1966); J.S. Morrill, *The Revolt of the Provinces* (London, 1976); Kevin Sharpe, ed., Faction and Parliament (Oxford, 1978); Paul Christianson, “The Causes of the English Revolution: a Reappraisal, “*Journal of Brtish Studies* 15 (1976), 40-75; and the articles by Christianson, Clayton Roberts, Mark Kishlansky and James E. Farnell in *Journal of Modern History* 49 (1977), 575-660. Compare the powerful responses by J. H. Hexter and Derek Hirst in ibid., vol. 50 (1978), 1-71, and by Hirst, Theodore Rabb, and Christopher Hill in *Past and Present*, no. 92 (1981), 55-124. [↑](#footnote-ref-8)
9. On the political role of the gentry as justices of the peace and members of the House of Commons, see in general J. E. Neale, *The Elizabethan House of Commons* (London, 1949); May McKisack, *The Parliamentary Representation of the English Boroughs during the Middle Ages* (Oxford, 1932); Kenneth Pickthorn, *Early Tudor Government: Henry VII* (Cambridge, England, 1934), 51-88; Holdsworth, *History of English Law*, I, 285-98; and Geoffrey Elton, “The Body of the Whole Realm: Parliament and Representation in Mediaeval and Tudor England,” in *Studies in Tudor and Stuart Politics and Government*, II, 19-61. [↑](#footnote-ref-9)
10. Proceedings in Parliament 1610, 1, 51. [↑](#footnote-ref-10)
11. R. C. Johnson, M. F. Keeler, M. J. Cole, and W. B. Bidwell, eds., *Commons Debates 1628* (New Haven, Conn., 1977-78), III, 339-41 [↑](#footnote-ref-11)
12. *Commons Debates for 1629, 85* [↑](#footnote-ref-12)
13. *Commons Debates 1621*, II, 56. [↑](#footnote-ref-13)
14. The manner of presenting the Petition of Right and of the king’s response to it were subjects of intense discussion in the Commons. The consensus seems to have been against presenting the petition as a bill but insisting on the king’s answering it in Parliament, in such a way that the courts would be obliged to honor it. *Commons Debates 1628*, III, 627-34; IV, 1-186 *passim*, esp. 181-86. See also Elizabeth R. Foster, “Petitions and the Petition of Right, *“Journal of British Studies* 14(1974), 21-45; J. A. Guy, The Origin of the Petition of Right Reconsidered,” *The Historical Journal* 25 (1982), 289- 312; and Michael B. Young, “The Origins of the Petition of Right Reconsidered Further,” ibid., vol. 27 (1984), 449- 52. [↑](#footnote-ref-14)
15. Discourse concerning the Royall Prerogative,” in L. A. Knafla, ed., *Law and Politics in Jacobean England: The Tracts of Lord Chancellor Ellesmere* (Cambridge, England, 1977), 197-98. [↑](#footnote-ref-15)
16. *Commons Debates 1628*, II, 3 3-34; III, 386-89. This case seems to have left a lasting impression on later Parliamentarians. See *The Plain Case of the Common - Weal* (London, 1658), 6; *Freedom of Elections to Parliament a Fundamental Law and Liberty of the English Subjects* (London, 1690), 21-22. [↑](#footnote-ref-16)
17. *Common Debates 1628*, II, 34. [↑](#footnote-ref-17)
18. Ibid., III, 389. [↑](#footnote-ref-18)
19. But when the session was over, the king immediately ordered their release from the Tower and himself paid the charges of their imprisonment. (Ibid., IV, 404n) In 1629 he put Eliot and Coryton back in prison, where Eliot died. [↑](#footnote-ref-19)
20. S. R. Gardiner, ed., *Debates in tk House of Commons in 1625*, Camden Society, new series, VI (1873), 47-53, 62, 69?70, 179-86; John Rushworth, *Historical Collections* (London, 1682-1700), 1, 173-76, 209-212. [↑](#footnote-ref-20)
21. *Debates in the House of Commons in 162$*, 70. [↑](#footnote-ref-21)
22. *Commons Debates 1628*, III, 131-32; IV, 283-41, 260-62, 273-74; Rushworth, *Collections*, I, 633. [↑](#footnote-ref-22)
23. *Commons Debates for 1629*, 62 [↑](#footnote-ref-23)
24. Ibid., 227. [↑](#footnote-ref-24)
25. Ibid., 158. [↑](#footnote-ref-25)
26. Ibid., 94. [↑](#footnote-ref-26)
27. Ibid., 238. [↑](#footnote-ref-27)
28. Ibid., 101-2. [↑](#footnote-ref-28)
29. Ibid., 253. [↑](#footnote-ref-29)
30. *Commons Debates 1628*, IV, 103. [↑](#footnote-ref-30)
31. Ibid., IV, 139. [↑](#footnote-ref-31)
32. Ibid., IV, 393. [↑](#footnote-ref-32)
33. Ibid. [↑](#footnote-ref-33)
34. Ibid., III, 173. Benjamin Rudyard repeated this figure of speech in the Long Parliament. (Rushworth, *Historical Collections*, IV, 25.) [↑](#footnote-ref-34)
35. The Commons had spelled out this function at the opening of the reign of James I, in the famous Apology of 1604 (which may not, however, have been formally adopted); but James himself encouraged them in his opening speech in 1609, in which he acknowledged that Parliament could inform him of the grievances of his people, that he might not otherwise learn of. (*Mcllwain, Political Works of James I*, 313-15). Something of the continuity of parliamentary memory may be judged from the citing of this speech in 1628, as a reason for proceeding with a remonstrance after the commons had won acceptance of the Petition of Right. *Commons Debates 1628*, IV, 198, 205, 207, 213, 312. [↑](#footnote-ref-35)
36. On the Mompesson case see *Commons Debates 1621*, II, 268 and *passim*; Robert Zaller, *The Parliament of 1621: A Study in Constitutional Conflict* (Berkeley, Calif., 1971), 5 off; Colin G. C. Tite, *Impeachment and Parliamentary Judicature in Early Stuart England* (London, 1974), 88-110. [↑](#footnote-ref-36)
37. Zaller, *Parliament of 1621*, 58-74; Tite, *Impeachment*, 110-14. [↑](#footnote-ref-37)
38. Tite, *Impeachment*, 178-207; Rushworth, *Historical Collections*, I, 302-56. [↑](#footnote-ref-38)
39. *Commons Debates 1628*, IV, 311-17, quotation at p. 311. [↑](#footnote-ref-39)
40. Ibid., IV, 115. [↑](#footnote-ref-40)
41. Ibid., IV, 120, 246, 310. [↑](#footnote-ref-41)
42. Ibid., IV, 237. [↑](#footnote-ref-42)
43. Rushworth, *Historical Collections*, VIII, 8, 457, 579. [↑](#footnote-ref-43)
44. Notestein, *Journal of Sir Simonds D’Ewes*, 413. [↑](#footnote-ref-44)
45. Ibid., 427n; Rushworth, *Historical Collections*, IV, 295. [↑](#footnote-ref-45)
46. Rushworth, *Historical Collections*, IV, 325. [↑](#footnote-ref-46)
47. Notestein, *Journal of Sir Simonds D’Ewes*, 408. [↑](#footnote-ref-47)
48. *Commons Debates* 1628, II, 251. [↑](#footnote-ref-48)
49. Ibid., III, 317. [↑](#footnote-ref-49)
50. Rushworth, *Historical Collections*, IV, 147. [↑](#footnote-ref-50)
51. Wilson H. Coates, ed., *The Journal of Sir Simonds D’Ewes from the First Recess of the Long Parliament to the Withdrawal of King Charles from London* (New Haven, Conn., 1943), xxix-xxxii, 45. [↑](#footnote-ref-51)
52. Rushworth, *Historical Collections*, IV, 451. [↑](#footnote-ref-52)
53. Ibid., IV, 425. [↑](#footnote-ref-53)
54. Gaines Post, “Plena Potestas and Consent in Medieval Assemblies,” *Traditio* (New York, 1943), 355-408; cf. H. G. Koenigsberger, “The Powers of Deputies in Sixteenth-Century Assemblies,” *Album Helen Maud Cam*, II. Studies Presented to the International Commission for the History of Representative and Parliamentary Institutions (Louvain and Paris, 1961), XXIV, 211-43; J. G. Edwards, “The Plena Potestas of English Parliamentary Representatives,” *Oxford Essays in Medieval History Presented to Herbert Edward Salter* (Oxford, 1934), 141-54; J. C. Holt, “The Prehistory of Parliament” in R. G. Davies and J.H. Denton, eds., *The English Parliament in the Middle Ages* (Manchester, England, 1981), 1-28. [↑](#footnote-ref-54)
55. Francis N. Thorpe, *The Federal and State Constitutions...*, 7 vols. (Washington, D.C., 1902), III, 1671, 1679. [↑](#footnote-ref-55)
56. *Archives of Maryland*, I. Proceedings and Acts of the General Assembly January 1637/8-September, 1664. (Baltimore, 1883), 1-39. [↑](#footnote-ref-56)
57. The development can be followed in Ibid. I, 74-75, 81-82, 115-18, 167-70, 214, 259, 272, 339-56. [↑](#footnote-ref-57)
58. Calendar of the Close Rolls Preserved in the Public Record Office... *Edward I* (London, 1900-1908), 135-36 (June 14, 1290). I am indebted for this reference to Professor Eleanor Searle. [↑](#footnote-ref-58)
59. Neale, *Elizabethan House of Commons*, 140-61. [↑](#footnote-ref-59)
60. Derek Hirst, *The Representative of the People? Voters and Voting in England under the Early Stuart*s (Cambridge, England, 1975). [↑](#footnote-ref-60)
61. E. S. Morgan, *The Puritan Dilemma: The Story of John Winthrop* (Boston, 1958), 84-94. [↑](#footnote-ref-61)
62. Ibid., 107-10. John Winthrop, *The History of New England from 1630 to 1649*, James Savage, ed. (Boston, 1853), I, 84. [↑](#footnote-ref-62)
63. Winthrop, *History*, 1,91. [↑](#footnote-ref-63)
64. Ibid., 152-54; Nathaniel B. Shurtleff, ed., *Records of the Governor and Company of the Massachusetts Bay*, (Boston, 1853), 1,117-19. [↑](#footnote-ref-64)
65. See the discussion of instructions in [Chapter 9](#_9．The_People’s_Voice:), below. [↑](#footnote-ref-65)
66. Cotton to Lord Say and Seal, in Thomas Hutchinson, *The History of the Colony and Province of Massachusetts Bay*, Laurence S. Mayo, ed. (Cambridge, Mass., 1936), I, 415. [↑](#footnote-ref-66)
67. Morgan, *Puritan Dilemma*, 156-60; Winthrop, “A Reply to the Answer…“ and “Arbitrary Government…,” Winthrop Papers (Boston, 1929-), IV, 380-92, 468-88. [↑](#footnote-ref-67)
68. William Cobbett, *Cobbetfs Parliamentary History of England* (London,

1806-20), IV, 839. [↑](#footnote-ref-68)
69. See the discussion of petitions in Chapter 9, below. By 1530 laws were regularly enacted “by authority” of Parliament. Geoffrey R. Elton, ed., *The Tudor Constitution* (Cambridge, England, 1960), 228-34, *Studies in Tudor and Stuart Politics and Government* (Cambridge, England, 1974), II, 29. [↑](#footnote-ref-69)
70. *Maryland Archives*, I, *passim*. [↑](#footnote-ref-70)
71. Barbara A. Black, “The Judicial Power and the General Court in Early Massachusetts 1634-1686,” (Ph.D. dissertation, Yale University, 1975). [↑](#footnote-ref-71)
72. Susan M. Kingsbury, ed., *The Records of the Virginia Company of London* (Washington, D.C., 1906-35), III, 153-77, 482-84. [↑](#footnote-ref-72)
73. J. S. Roskell, *The Commoners in the Parliament of 1422* (Manchester, England, 1953); May McKisack, *The Parliamentary Representation of the English Boroughs during the Middle Ages* (Oxford, 1932); Sir Simonds D'Ewes, *A Compleat Journal of the Votes, Speeches and Debates, both of the House of Lords and House of Commons throughout the whole Reign of Queen Elizabeth* (London, 1693), 168-71; Wallace Notestein, Frances H. Relf, and Hartley Simpson, eds., commons Debates 1621 (New Haven, Conn., 1935), II, 49-52. [↑](#footnote-ref-73)
74. See below, [Chapter 9](#_9．The_People’s_Voice:). [↑](#footnote-ref-74)
75. Hannah Pitkin, *The Concept of Representation* (Berkeley, Calif., 1967), 85; Quentin Skinner, *The Foundations of Modern Political Thought* (Cambridge, England, 1978), II, 55; Sir Thomas Smith, *De República Anglorum*, L. Alston, ed. (Cambridge, England, 1906), 49. [↑](#footnote-ref-75)
76. *The Fourth Part of the Institutes* (London, 1797), 14; *Journals of the House of Lords*, III, 307 (April 16, 1624). Cf. John Cook, *Redintegratio Amoris* (London, [1647]), 20-21: “though every several Shire and Burrough make their several Elections, yet they [representatives] are sent not only to vote for the good of their own County or Town, but for the general good of the Kingdom.. . . so every Member sits in the House for the good of the whole Kingdom, as if chosen by all the people.” [↑](#footnote-ref-76)
77. *“Works*, (Boston, 1866), 11,95. [↑](#footnote-ref-77)
78. *Discourses on Government* (London, 1698), 451. [↑](#footnote-ref-78)
79. Ibid., 424. [↑](#footnote-ref-79)
80. Cf. James Madison, “Vices of the Political System of the United States,” in *Papers*, William T. Hutchinson, Robert Rutland et al., eds. (Chicago and Charlottesville, 1962-), IX, 357: “In absolute Monarchies, the prince is sufficiently neutral towards his subjects, but frequently sacrifices their happiness to his ambition or his avarice. In small Republics, the sovereign will is sufficiently controuled from such a sacrifice of the entire Society, but is not sufficiently neutral towards the parts composing it.” [↑](#footnote-ref-80)